

下線をクリックすると
該当するページへ移動します

平成28年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日 (平成28年3月15日)

◎議事日程 (第3日)

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 [会議録署名議員の指名](#)
- 日程第 2 [諸般の報告](#) (予算審査特別委員会の正副委員長選任報告)
- 日程第 3 一般質問
- 1 [氏家良美議員「新冠町における住宅の整備について」](#)
 - 2 [堤 俊昭議員「子ども議会の開催」](#)
 - 3 [〃 「T P P 農林水産業への影響等について」](#)
 - 4 [〃 「J R 沿線自治体協議会は公開すべき」](#)
 - 5 [鳴海修司議員「平成27年度介護報酬改定等に伴う支援対策について」](#)
 - 6 [武藤勝罔議員「子どもの貧困」対策について](#)
 - 7 [〃 「積立金の有効活用について」](#)
 - 8 [椎名徳次議員「公職選挙法改正による新有権者への取り組みについて」](#)
 - 9 [長浜謙太郎議員「出産事情の改善について」](#)
 - 10 [但野裕之議員「主権者教育について」](#)
 - 11 [〃 「障害者差別解消法について」](#)
 - 12 [竹中進一議員「超高速ブロードバンド基盤未整備地区の整備について」](#)
 - 13 [須崎栄子議員「給食費の公会計化について」](#)
- 日程第 4 [議案第 7号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について](#)

閉議宣告

◎出席議員 (12名)

1番 竹中進一君	2番 堤俊昭君
3番 氏家良美君	4番 但野裕之君
5番 武田修一君	6番 須崎栄子君
7番 椎名徳次君	8番 秋山三津男君
9番 武藤勝圀君	10番 長浜謙太郎君
11番 鳴海修司君	12番 芳住革二君

◎出席説明員

町長	小竹國昭君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	小笠原広明君
総務課長	中村義弘君
町民生活課長	佐渡健能君
保健福祉課長	堤秀文君
建設水道課長	坂東桂治君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	坂本隆二君
特別養護老人ホーム所長	山下利幸君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	鷹觜寧君
町民生活課総括主幹	山谷貴君
建設水道課総括主幹	関口英一君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	坂本博君
教育委員会社会教育課総括主幹	湊昌行君
農業委員会事務局次長	長谷川誠君
収納対策本部次長	田村一晃君
税務課総括主幹	杉山結城君

◎議会事務局

議会事務局長	原田和人君
議会事務局係長	曾我和久君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成28年第1回新冠町議会定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番 須崎 栄子 議員、7番 椎名 徳次 議員 を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告 を行います。諸般の報告については、今期定例会第2日目に設置されました、平成28年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に椎名 徳次 議員、副委員長に 堤俊昭 議員。以上のとおり、互選された旨報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第3 一般質問 を行います。通告の順序に従い、発言願います。氏家 良美 議員の「新冠町における住宅の整備について」の発言を許可いたします。氏家 議員。

○3番（氏家良美君） 3番氏家です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、新冠町における住宅の整備について質問いたします。新冠町のホームページ上で公開されている空き家、アパートの空室状況等を見ますと、慢性的に賃貸できる住居が不足している状況が続いています。特に、2LDK以上の部屋はここ数年高い入居率で、供給が追いついていない状況が続き、人口増加を妨げている状況にあると考えます。そこで、2点お伺いいたします。まず1点目ですが、優良な住居の整備は、町にとっても重要な課題であり、古くなっていく既存の公営住宅のことを考えますと、公営住宅の更新の計画もあると思いますが、どのような規模でいつ頃を予定しているのでしょうか。次に、2点目

の質問として、公営住宅の整備も必要とは思いますが、新しい公営住宅を建設したとしても、古い公営住宅からの住み替えが優先され、新しい居住者の受け皿としては期待できないものであります。そこで、新しい居住者の受け皿として民間の力を利用した住居の整備を考える必要があると考えます。具体的には、新しく賃貸住宅を建てる事業者に新冠町が不足している住居のタイプや建築条件等を示し、優良な賃貸住宅を建てる補助金を出して、住居の整備を促していくことが有効ではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 新冠町における住宅の整備についてお答えいたします。まずはじめに、1点目の公営住宅の整備計画についてでございますが、平成28年2月29日現在、新冠町が管理している公営住宅は、15団地366戸で、うち取壊し予定の空き家19戸を除き、公営住宅の入居率は97.7%となっております。

現在新冠町において、公営住宅の耐用年限を経過した住宅戸数は127戸あり、全体戸数の概ね3割となっております。平成35年度までに、共栄団地4棟7戸、新和団地1棟4戸、汐見団地11棟44戸の合計16棟55戸を用途廃止予定としておりますが、そのうち36戸に入居者がおられますので、その方たちと事前に相談し、合意を得たのち、転居して頂く方向で進めて行く考えでございます。

次に、公営住宅の建替え計画についてでございますが、平成25年度に策定いたしました、新冠町公営住宅等長寿命化計画に則り、汐見団地の移転建替えを基本にし、東町地区と中央町地区の2地区に、48戸を建設することで、進めてまいりたいと考えているところでございます。建設内容といたしましては、少子高齢化に伴い、誰もが安心して住むことができるよう、福祉施策と連携した内容とし、東日本大震災の経験を踏まえた、新たな津波浸水予想に基づき、津波避難を考慮し、屋上機能を兼ね備えた整備をしたいと考えているところでございます。また、建設時期についてでございますが、新冠町公営住宅等長寿命化計画では、平成29年度からの建設を目指し、平成28年度から調査設計を始めて行く予定でしたが、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定いたしますので、それに基づき、具体的に建設年次の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の民間の力を活用した賃貸住宅の整備についてでございますが、新冠町公営住宅等長寿命化計画では、新冠町住宅マスタープランにおける、公営住宅の整備方針に基づき、公営住宅居住者のニーズを把握し、関連部局との連携の下、公営住宅の役割や効率的な活用方針を示し、将来の人口推計に基づき、改修、修繕、建替え等を実施し、適正な住宅戸数の確保に向け、平成25年の計画策定当時374戸ありました公営住宅を10年の計画期間内で43戸減らし、331戸にすることとしているところでございます。

一方で、今後も人口の確保に向けた取組みを推進することとしており、定住の促進に係る住居の面では、持ち家、借家、公営住宅、民間アパート等の中から、個人の都合や事情等により選択されるものと認識しているところでございます。

ご指摘のとおり、町のホームページで公開しております空き家情報では、民間賃貸住宅で2DK以上の物件は16戸ありますが、入居率は常に100%の状況になってございます。町では、平成26年度に、新冠町が定める新冠町民間賃貸住宅等建設促進計画に基づき、新冠町内に新たに賃貸住宅等を建設する者に対して、建設費用の一部を、予算の範囲内で補助することにより、民間活力による賃貸住宅等の建設を促進し、住環境の整備と移住・定住人口の確保及び、地域経済の活性化を図ることを目的とする、新冠町民間賃貸住宅等建設促進補助金交付規則を設けているところでございます。この規則で規定する賃貸住宅等建設促進計画とは、町内における公営住宅及び民間賃貸住宅等の入居状況や定住・移住施策をはじめ、各種まちづくり事業の推進による賃貸住宅等への入居需要などを総合的に勘案し、町が補助金を交付して建設を促進する賃貸住宅等の住戸形式及び戸数等を明らかにするものでございます。ご質問のございました、民間の力を活用した賃貸住宅の整備につきましては、町内における賃貸住宅の入居状況等をしっかり把握するとともに、空き家の実態調査とその有効活用も含め、平成29年度に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）以上で、氏家議員の一般質問を終わります。次に、堤 俊昭 議員の「子ども議会の開催」の発言を許可いたします。堤 議員。

○2番（堤俊昭君） 子ども議会の開催について質問をします。当町では以前に成人を対象とした模擬議会を開催したことがあります。参加者はもとより多くの町民に関心を持っていただき、私自身も議員の立場として、勉強になったところであります。行政側の皆さんも刺激を受けたことと思います。議会側より提案し実現した企画でございましたけれど、継続出来なかったことが悔やまれ、反省の材料でもあります。昨今子ども議会を開催している自治体が増えていると思います。子ども議会の様子を動画配信している例もあり、真剣な表情の子ども議員を見ていると、感動しながら頑張れの気持ちになりますし、答弁をする首長の姿にも愛情や優しさを感じることが出来ます。子どもたちに多種多様な経験をしてもらう、まちづくりや政治の仕組みの一部だけでも勉強してもらう、下降を続ける投票率の改善にもつながる、さらには18歳に引き下げられた投票権行使の学習のために等々、たくさんの教育効果が期待できるものと考えます。実施自治体の中には日本も平成6年に批准をした国連の子供権利条約の12条にある意思表明権を実現化させる政策の1つとして、子ども議会を開催している自治体もあるようではあります。この12条の意見を表明する権利を尊重し、発言の場所を提供し、純粹素直で感性豊かな考えを聞くことが大人の責務であると、これが12条の精神でもあると考えたところでもあります。子ども議会は、1980年代に自治体の開町何周年記念事業ということが始まりだったようでもあります。1994年の子供の権利条約批准後から、徐々に増えていったようでもあります。全国町村議長会の昨年4月の調査によりますと、成人による模擬議会が29、女性議会が

7、そして子ども議会は150町村で実施されているとのことでありました。単年度ではなく、継続的に実施をしてほしいことも含めまして、私案でありますけれども、対象者は、小中高校生各2～3名程度とし、学校代表者を決定してもらい、保護者・教員等の協力もお願いをしながら、6月・9月の定例会等を傍聴してもらい、町政へのご質問、提言をみんなでまとめるという行程が重要だと思います。子ども達には限りない未来と可能性があります。子ども議会の開催は必ずその一助となります。教育長・町長には子ども議会開催の英断をしていただきますことを期待しまして答弁を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 堤議員からのご質問にお答えいたします。まず、議員が大人の責務として考えておられる意見表明権の尊重ですが、「児童の権利に関する条約」は、平成元年に国連総会で採択され、我が国は平成6年に批准を行いました。この条約は世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。本条約の発効を契機として、更に一層、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、1人1人を大切にされた教育が行われることが求められています。このことについては教育関係者のみならず、広く国民が理解することが大切です。第12条では意見を表明する権利が求められていますが、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでも求めているものではありません。このような中、学校においては、児童生徒等の発達段階に応じ、児童生徒等の実態を十分把握し、一層きめ細やかな適切な教育指導に留意することが求められておりますので、議員ご提案の「子ども議会」の取り組みが、学校教育の中に位置付けることができれば、事前事後の取り組みを含め、一定の教育効果が期待できるものと考えております。しかし、学校現場においては、学習指導要領に基づく年間計画が必要となりますし、学校経営における位置づけも明確化する必要がありますので、教育委員会として検討を加え、校長会とも実現の可能性について協議したいと考えます。一方で、体験型事業としての観点からは、社会教育事業としての取り組みも考えられますので、あわせて検討したいと考えております。いずれにいたしましても、子ども議会の開催にあたっては、教育効果を求めるだけでなく、町部局や議会の考え方の確認や協議も必要と考えますので、ご理解の程、よろしく申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 協議することについて検討する。あまりぱっとしないのですけれども、協議について検討する過程があるとなれば、関係は教育委員会だけではありませんので、いろんな課になると思いますけれども、そういった機会があった時には、議長にも相談はしておりませんが、議会も仲間に入れてほしいと思いますけれど、そうすれば答弁も100点に近づく訳でありますけれど、もう1点、何とか協議の前に12月の開催に向けてという言葉は入りませんか。

○議長（芳住革二君） 杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 重ねてのご質問でございますが、何分非常に大きな事業でございますので、当日だけとはならないのかなと思います。例えば沖縄に行っています国内研修のように事前・事後の研修等含めて、トータルに考えていかなければいけないかと考えているところであります。そういう意味では、改めて目的をしっかりと押さえる必要があるだろうと思いますし、ただいま議員からもありましたが、実施主体担当課をどこにするかということも含めまして、実施時期や対象学年・規模、近隣の市町村を見ているとテーマを絞っている町村もございますし、全く自由に行っている町村もございますし、我が町として、どういう目的で実施するのかを明確にして、実施する必要があるのではないかと考えてございますが、ご質問の部分に関しましては、なるべく早い時期に今年の夏ぐらいを目途に結論を取りまとめていく努力をしたいと思っておりますので、深いご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「**TPP農林水産業への影響等について**」の発言を許可いたします。堤 議員。

2番（堤俊昭君） TPP農林水産業の影響について伺います。2月にニュージーランドでTPP協定の署名が行われました。国会での批准は間違いのないところであります。関連の補正予算の提示もありました。また、ホットラインの開設、キャラバン隊のQ&A、各地での説明会等きめ細かく情報提供の努力を感じるところではありますけれども、不安が払拭されたことではありません。気にかかることの1番目は、新冠農業者にとってどれほどの影響があるかということであります。即時完全撤廃であれば3兆円との当初試算には、営農計画は不可能と覚悟を決めた農家が数多くあったと思います。その後、段階的削減により国全体としての生産減少額は、最大2100億円と発表があり、政府は基になるデータは提供するが、都道府県ごとの試算はしないとしています。北海道などは国の計算式により最大478億円、農業だけでありますけれども減少。当初が4800億円でありましたので、10分の1になると公表しました。米への影響は0、これらを含めて楽観的すぎるとの批判もありますけれども、当町でも道の計算式を利用することにより、作物別に減少額を算定することは可能なことになりました。それぞれの作目の減少率・減少額について伺います。TPPには再協議条項があります。7年後に完全撤廃される可能性は非常に高いと思っています。今回諸外国は平均98%、日本は81%の撤廃率でありましたので、段階的とのことで当面、影響が少なく済むとしても、7年後以降のダメージは強烈なものとなります。完全撤廃による影響額は、昨年7月ごろ中央会でも公表をしていますが、それらを参考に、私の知り合いの知り合いに専門家に新冠町の減少額の試算を出してもらったところ、酪農は現在の9.5億円が45%の4.3億円になり、米は現在2億円のもの49.5%の9800万円になり、酪農は9億5000万円が44.9%の4億2600万円になると。軽種馬についても試算をしてくれた訳でありますけれども、現在

60億円が34%減の20億円程度になることで、全体としては新冠の産出額の82億円が42%の35億円程度になるだろうという試算もしてくれた訳であります。最短でTPP発効7年後の新冠農業の姿であります。試算が現実のものとならないことを願うばかりでありますけれども、町は完全撤廃での減少額をどのように認識をしているのか。また調査は実施をするべきと考えますけれども伺います。3月中に事業完了を条件に補正予算で助成事業の提示がありました。継続的な項目が多いとの印象を持ちましたが、助成事業は、今後も続いていくものと認識をしています。ポイント制というのは過去にあった、一定の要件をクリアすれば、助成が受けられる制度とは違い、ポイントが足りなければ一律にカットされるという機械的な決定制度に変わったと考えました。高齢化、小規模農家、山間地での農家、後継者のいない農家はどんなに計算をしても、5ポイントの獲得は絶望的であると考えました。ポイント制の理解が足りないことかも知れませんが、ポイント制の説明を求めまして、改善点があれば、要求を国に対してすべきだと考えますけれども、如何でありましょうか。同様に個人牧場の多くもポイントが不足をして助成を受けられない可能性が高いと思います。農業全般への対策以外にもJRA等から、新規あるいは拡充の方向で考えるので、産地要望も聞かせてほしいとのことでありました。個人的にも5点ほど要望してみましたけれども、このような機会を逃すことなく、馬産地新冠町の基幹産業発展のために行政として要望することは重みのあることと考えます。要望の有無、考え方について伺います。道内水産物の減少額は108億円としています。国の計算式によるものでありますけれども、当町の減少額を伺います。この対策として、広域浜プランがありましたけれども、当町の漁業者が利用できる制度とは思われませんが、漁業者対策についても伺います。最後に、林業と町内経済全体に与える影響について伺います。

○議長(芳住革二君) 答弁を許します。小竹 町長。

○町長(小竹國昭君) 議員からご質問のTPP農林水産業への影響等について、お答えいたします。1点目についてですが、昨年10月のTPP協定への大筋合意及び11月に決定された「総合的なTPP関連政策大綱」、12月の関連予算の閣議決定を踏まえ公表されたTPPによる農林水産物への影響試算結果に基づき、北海道におきましても道内の農林水産物への影響試算額を公表し、2月18日に新聞報道されたところでございます。北海道の試算方法は、国が試算した方法に即し、個別品目毎にTPP参加国と競合する部分及び競合しない部分に2分し、それぞれについて関税削減相当分の価格低下を見込み、生産額への影響を試算したもので、国が試算対象品目とした農産物19品目のうち、北海道での生産額が1億円以上の米、小麦、砂糖、でん粉原料作物、小豆、いんげん、加工用トマト、りんご、牛乳乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵の13品目で、337億円から478億円の生産額が減少するとの試算結果を公表しております。ご質問のありました当町の農畜産物への影響額でございますが、国や北海道が示した試算方法に基づき、先程申し上げました試算対象13品目のうち、当町で生産されている米、小麦、生乳、牛肉、豚肉、鶏卵について、新冠町農協及び養豚・養鶏事業者に照会し、それぞれの生産量を当てはめ

てみますと、いずれも確定ではなく、あくまでも推計でございますけども総額で1億円～1億6700万円程の生産減少額が見込まれる試算結果となりました。ただし、この金額を計算する過程で用いられるTPP参加国と競合する部分、競合しない部分の割合や価格設定などは、日本全体或いは北海道全体の生産量を勘案して設定されたものでございますので、これが直ちに当町の実態に当てはまるものではなく、先程申し上げました生産減少額につきましては、参考程度と捉えて頂ければと存じます。

2点目のご質問につきまして、TPP協定の付属書に「要請があれば発効7年後に関税の再協議をする」という文言が規定されたことについては、新聞報道などを通じ、承知しております。議員は、再協議により重要5品目など関税撤廃を免れた品目を含め、全ての関税が完全撤廃される可能性が高いとご心配をされていらっしゃると思いますが、現在はTPP協定の発効そのものが不透明な段階でございますし、私がお答えする立場にはありませんが、日本の国益をこれ以上損なうような再協議を求められても政府は合意しないものと思っておりますし、安倍首相も参議院予算委員会の中でそのように明言されております。仮にご心配されていることが事実となった場合には、影響調査は実施することになりますし、必要な国内対策の実施を求めて参りたいと存じます。

3点目につきましては、TPP関連対策として、国の補正予算で事業化されました「担い手確保・経営強化支援事業」に係る予算配分の基準ポイントに関してのご質問と存じますが、国や北海道の補助事業に申請した場合、補助者は要望額を取りまとめ、予算枠内で収まる場合には申請内容の実行性や効果測定などの審査を行い、事業採択を決定いたしますが、予算枠を超える要望が寄せられた場合には、事業審査の前に基準ポイントによるフルいに掛けられるのが一般的でございます。この基準ポイントは、事業を実施する側の市町村や農協などに公表されるもの、されないものがございますし、事業によって内容が異なりますので、ポイントを高める方法を一概には申せませんが、近年の傾向としましては、経営面積拡大による大規模化のほか、経営の法人化や複合化、従業員の常時雇用、6次産業化の取組みなどに取り組まれておりますとポイントが付きやすくなりますし、事業審査においては農作業機械の共同利用や作業受委託など共同化への取組みに対して評価が高くなる傾向にあります。また、ポイントに対する改善点につきましては、当町のような中山間地域に対する優位性などのほか、必要な予算枠の確保、十分な申請期間などについて申し上げて参りたいと考えております。

4点目につきましては、3月23日に日本軽種馬協会が事務局となり、日高をはじめ胆振、東北、九州の各軽種馬農協、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、農水省競馬監督課、それに軽種馬生産構造改革推進会議をメンバーとする競走馬生産振興事業に係る意見交換会が東京で開催されます。議員が要望された件につきましては、この意見交換会の場において、日高軽種馬農協から提案があるものと存じますが、先程申し上げましたメンバーの中に軽種馬生産構造改革推進会議がございますが、この組織は日高振興局が事務局となり、管内の各町長、農協組合長、日高軽種馬農協組合長、農業改良普及センター所長、北海道

農協中央会、北海道信連で構成されております。この意見交換会への参加を前に、当推進会議として要望する事項を取りまとめておりますが、その内容を申しますと、中央競馬会の原資を活用し、軽種馬生産振興事業として現在も実施されております農地の基盤整備事業や優良繁殖牝馬導入事業、レポジトリーやコンサイナー経費など流通に関する支援などに対する事業の継続と予算枠及び補助率の拡大、採択要件の引下げや補助率が嵩上げされる特認要件の緩和、日本軽種馬協会が行う優良種牡馬の更なる充実、施設や機械など資本整備に対する助成、農地流動化を図るための中間保有法人に対する経費の助成、担い手に対する既往負債の借換制度の創設、担い手が経営継承する場合の前経営者の負債借換えと資本整備をセットにした低利融資制度の創設などがございます。

5点目につきましては、北海道が公表いたしました道内農林水産物への影響試算の中で、水産物の生産減少額は53億円から108億円とされておりますが、水産物に関しましては農畜産物のように試算方法が公表されておられませんので、生産減少額を試算することは出来ませんのでご理解頂きたいと存じます。また、広域浜プランにつきましては、TPP関連対策として事業化された水産業競争力強化緊急事業を実施するために必要とされる計画でございまして、複数の地域や漁協が広域的に連携して取り組む「浜」の機能再編や中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革を推進することを目的としておりまして、本プランに基づき、担い手への漁船のリース事業や国際基準に見合った漁船の導入、生産性の向上や省コスト化に資する漁船用機器の導入などの事業メニューが用意されております。現在は、広域浜プランの策定が優先され、個々の事業メニューに関する要領などは通知されておられませんので、詳細な内容については把握は出来ておりませんが、事業活用について検討して参りたいと存じます。なお、広域浜プランは平成28年度中に策定することを目標に、日高中央漁協が事務局となり、管内各町、漁協、漁連日高支店、信漁連日高推進センター、日高振興局を構成員とする委員会組織を発足するべく関係機関と準備を進めているところでございます。

6点目の林業への影響につきましては、北海道が公表いたしました道内農林水産物への影響試算の中で、林産物の生産減少額は12億円とされておりますが、水産物と同様に試算方法が公表されておられませんので、生産減少額を試算することは出来ませんのでご理解頂きたいと存じます。また、町内経済全体に与える影響でございますが、当町の基幹産業はやはり一次産業でございますので、一次産業が被る可能性の高い悪影響が、町内経済に波及する懸念を払しょくすることは出来ませんが、TPPによる効果は、関税の削減や撤廃だけでなく、サービスや投資の自由化を進め、更には知的財産、電子商取引、労働や環境の規律など幅広い分野で新たなルールが構築され、中小企業や地域の産業がアジア・太平洋地域の市場で活躍される可能性もあり、当町で操業されております(株)日高食肉流通センターの親会社、(株)北海道中央牧場では豚肉・加工品の海外輸出を計画されているとのお話しもでございます。いずれにいたしましても、当町への悪影響がどの程度になるのか、好影響がどの程度あるのか、現段階ではかりきることは大変難しいこととございますので、

今後の行方を注視するとともに、これまで同様、足腰の強い産業振興を目指し、鋭意努めて参りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） なかなか結果出ない時での質問と答弁でありますから、難しい部分、十分に理解しますが、新冠町の場合は基幹産業が軽種馬となっています。軽種馬についても、一般的な農業の助成の対象になる訳でありますし、それ以外に軽種馬についてはJRA等で支援策を考えてくれることでもありますから、軽種馬農家にとってはまず一安心かなと思いますけれども、要望について町長も何点かお話をしてくださったところでもありますけれども、私も馬主資格の緩和をもっとやってほしいということ、あるいは新規の馬主がいっぱい誕生する訳でありますけれども、なかなか入厩もさせてもらえないことで、すぐいやになってしまう状況もあるのですね。そういったことも含めて新規馬主あるいは頭数の少ない馬主に対して、優遇と言いますか、制限の緩和でしょうか、そういったこともやってほしいなど。そしてやってもらっていますけれども、JRAの支援ということで、北海道以外の2歳の地方競馬のレースに対してもっと支援をして欲しいと。裾野を広げる努力をして欲しいといったようなことを要望してみたところであります。日高の代表についてはHBAが取りまとめることになろうかと思っておりますけれども、町長にも発言の機会があったとすれば、本当の生産者の気持ち伝えていただきたいと思っております。それでTPPについては、これは10年あるいは20年という長い年数がかかっていくことも、これは想像をしますけれども、全体通してもう1点聞かせていただきたいと思っております。私が一番心配をしていました新冠町の農業についての影響でありますけれども、最大1.6億円程度ということで、参考にしてほしいという説明がありましたけれども、1.6億円であれば現状より2%程度の額となりますから、完全撤廃の時の予想が42%でありましたので、この町長の推計が当たってくればよいと考えているところであります。ただ、段階的に開放していくことは、完全にはっきりしていることでもありますけれども、新冠町農業についてはやはりしっかりと支援をしていただかなければならないと思っています。国全体で2100億円の減少額に対して、国は3000億円という助成金等の用意がありました。北海道についても600億円程度であったと思っておりますけれども、1000億円の助成金ということであります。当町は1.6億円と推計をしているところでありますけれども、当然2億円の助成金とはならない訳ではありますけれども、新年度の予算の説明の中には、軽種馬のコンサイナー事業への増額あるいは後継者対策の婚活事業に増額支援ということで、いろいろ考えていただいている気がする訳でありますし、また、人・農地プランについても熱心に取り組みを進めている状況を見ているところであります。今後、農業関係者としてしっかりと協議は続けていってほしいと思っております。私案を1つ申し上げたいと思っておりますけれども、農業支援、作目もいろいろある訳ですから、一概に言えない部分もあるのですけれども、一つには我々農業者が、安定的に経営できる方策の1つとして農業共済組合というのがあります。ほとんどの農家が加入をしていると思っておりますけれども、その農家の負担

掛金というのが新冠町の場合9300万円ということであります。今回の調査で最も影響が多いと考えます乳牛と肉牛部門のこの掛金については4300万円となっているところでもあります。すべてが農家対策でありますけれども、最低であってもこの肉牛・乳牛部門の4300万円1割程度でも町費で負担をしていただくことになれば、農家にとっては大きな支援になると思いますので、28年度の農家支援、28年以降の農家支援について思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 堤議員から具体的なお提案がございましたが、いずれにいたしましても、影響が出ることは避けられないことだと思っているところでもあります。そういった中で、新冠町の農業が、後継者が育つような担い手が誕生するような、そのような農業にしなければならないと思っておりますので、多くの皆様からご意見受けまして、今後の対策は講じていかなければならないところがございますので、今、ご提案のありました具体的な共済組合の件につきましても、その中に含めて検討して参りたいと思っております。また、前段ございました馬主の関係それから地方競馬の支援の関係につきましても、お聞きいたしましたので、これも関係者と協議しながら取り進めて参りたいと思っております。私どもが道や国に対しまして、申し上げることはやはり現場の声を届けることだと思っておりますので、皆様からも、これから積極的な意見をいただいて、それを北海道や国に生の声を届けていく、そういう役割を果たしていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「JR沿線自治体協議会は公開すべき」の発言を許可いたします。堤議員。

○2番（堤俊昭君） 先日のJRに対する行政報告を聞いていたところでもありますけれども、町長はだいぶJR問題でストレスを抱えている感じを受けたところでもあります。ストレスの発散をしながら答弁をしていただきたいと思いますけれども、JRについては、昨年1月7日ということになります。高波の被害が発生しまして、JRは復旧に30億円、工期は4年2カ月を予定をするも3年4カ月に短縮できると素早い対応であったと思います。その後、JRは1億円以上の負担はできないと発表している状況は硬直化をしてしまったと思っております。そこでJRは毎年100から400億円の赤字企業であります。現在37億円から57億円と云われている工事負担については無理だと思います。現在のJR側が考える費用負担と町長あるいは沿線自治体の費用負担の考え方について伺います。第2回の協議会において自治体からJRへ提案した収支改善利用促進策に対して、さらに検討するといった返事しかなかったとの行政報告でありましたけれども、自治体からの提案内容について、聞かせていただきたいと思います。町長はある議員の質問に対して、自治体負担は一切しないと明言をしていますけれども、これでは話が進まない状況になっています。君主は豹変をします。応分負担の考えを伺います。沿線自治体協議会は、管内の

7町と理解をしていますけれども、日高線全体の問題として考える時、鶴川、厚真、苫小牧も沿線自治体協議会のメンバーに加わってもらいたいと考えますけれども、如何か伺いたいと思います。新冠町の高校生の利用状況については伺いましたけれども、その通院・通勤・買い物あるいは観光客の利用実態調査について実施をしているのであれば伺いたいと思います。今回の災害箇所以外にもJRへ要望している保全箇所はどのくらいあるのか伺います。2度JRと自治体協議が開催されていますけれども、いずれも非公開であり残念に思いました。理由を伺います。今後は、町長としてのリーダーシップを発揮していただき、公開協議会を望みますが、考えを伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 1点目の被災箇所の復旧に係る費用負担につきましては、JR北海道と道、国土交通省北海道運輸局による「JR日高線検討会議」において、国の補助制度を活用し、三者で負担する方向で協議が進められていると認識しておりますし、昨年12月定例会における武藤議員からのご質問に対しまして、復旧に係る費用を町が負担すべきものではない旨の答弁といたしましたが、その考え方に変わりはありません。

2点目の管内7町及び日高町村会、日高振興局で構成する「JR日高線と地域振興に関する検討会議」において提案いたしました、運行再開後の利用促進策は、大きく3つの項目に分け、1つ目は、JR利用者の安定確保に向けた取組で、管内医療機関の充実による圏域内での受診率の向上など3施策、一次医療を担う各町立病院の整備や医師確保など6本の取組み、2つ目は、新たなJR利用者の開拓に向けた取組みで、外国人観光客の誘客促進など13施策、増加する外国人観光客の集客を図るため、日高地域日台親善協会や浦河日中友好協会などの、国際交流団体と協力し、海外への誘致活動の展開など34の取組み、3つ目は、JR北海道への要望事項で、JR利用者の利便性向上に向けた運行への提言として、通学、通院、学校行事など地域住民が利用しやすいダイヤの検討など5本の取組みであります。

3点目の町の負担につきましては、災害箇所の復旧については先に述べたとおり、町が負担すべきものではないと考えておりますが、「JR日高線と地域振興に関する検討会議」において提案いたしました、運行再開後の利用促進策に係る費用については、沿線自治体で応分の負担をする必要があると考えているところです。

4点目のJR日高線沿線自治体協議会に、鶴川町及び苫小牧市等を加えるべきとのことですが、当協議会は、運休となっている鶴川から様似区間についての早期復旧と、復旧後の持続的な運行に向けた方策等を議論する場として、JR北海道からの提案により設置したもので、日高線の赤字に係る負担等について議論する場ではありませんので、胆振3市町（苫小牧、厚真、鶴川）が加わる必要性はないものと考えている次第です。

5点目の新冠町民、高校生以外の利用者について、当町が独自の調査をした経過はございません。利用状況につきましては、JR北海道から情報提供を受け、日高線沿線各駅の乗車人員を把握しているのみです。参考までに申し上げますが、平成22年度から平成2

6年度の乗降平均人員は、1日平均で大狩部駅は2.4人、節婦駅は11.4人、新冠駅は37.2人となっております。

6点目につきましては、今回の災害箇所以外にJRへ要望している保全箇所は、ございません。

7点目の協議会を公開にすべきとのことですが、本協議会は、今後の政策判断を行うための意見や情報交換を行う場でありまして、議論を深めるためには、非常にデリケートな面での話や、私見も含め公式見解とはならない発言も想定されますので、非公開とすることで良いと考えますし、会議終了後には報道陣の取材に対応し、必要なことは申し上げておりますので、今後も基本的には非公開による対応で良いものと考えております。

○議長(芳住革二君) 再質問ございませんか。はい、堤議員。

○2番(堤俊昭君) なかなか進まないだろうと思いますけれども、その理由については復旧の負担金がなかなか決定しないことになっていると思うのですけれども、今お話があったと思うのですけれども、鉄道の被災時にはJRが2分の1を負担すると、それから国が4分の1を負担すると、北海道が4分の1を負担すると、こういった災害復旧制度が確立されているということを見た訳でありますけれども、はっきりしている訳でありますから、新冠町沿線自治体は一切負担をする必要がないと理解できるのかなと思います。ですけど、JRは国と道へ支援を求めただけだとありますし、自治体には、既に上下分離方式それから赤字補てんの方式ということで、3点提案があったことになりましてけれども、こういった3件の提案を自治体が求めに応じないとなれば、自治体としては復旧をあきらめるという結論を出すことになるのかなと思いますけれども、そういった理解でよいのかについて、聞かせていただきたいと思います。もう1点、公開非公開わからないでもないのですけれども、町長の政治姿勢の根幹として、住民参加と情報共有というのがあるのです。これはどこの町長も住民に対して情報共有・公開をするというのは、基本の姿勢だと思っています。微妙な問題があるのはわかりますけれども、これが個人的なプライバシーに関わる問題だとすれば、これは私も公開をすべきでないと思いますけれども、自治体と民間企業とはいえ、100%国出資の企業との協議でありますから、公開をしても何の問題もないと思いますけれども、町民との情報共有の点について、どのように考えているのかも伺いたいと思います。もう1点JRのこの問題については、私のこの情報のほとんどは北海道新聞であります。日高線取材班が実施をした住民100人アンケートがありましたけれども、これは100人とはいえ非常に参考になると見ていました。協議を長引かせるばかりではなく、住民と意見交換の場、これは設けるべきだろうと思いますけれども、如何か伺います。もう1点、現状は腹の探り合い状況という言葉がぴったりだと思います。早期に方向を示してほしいと思いますけれども、これも道新の記事からでありますけれども、町長は2月の29日に会議内容ということで、記者会見をしていました。提案していた利用促進策についてのJR側からの回答が無く、今後は、担当者により利用促進策の効果を検討すると、会議は完全に逆戻りをしてしまったという記者会見であったと思います。

どういった会議なのかという思いがする訳でありますけれども、町長会議の前に実務者会議、これを実施している訳でありますけれども、この29日以前の実務者会議の中において、JRは既に上下分離方式とそれから目標とする輸送密度に相当する運賃収入額と自治体運賃収入額を自治体が保障する方式、もう1点は、一定額を自治体が保障する方式と。赤字補てんだろうと思いますけれども、これを実務者会議で提案をしていると後日の新聞に書いてあった訳でありますけれども、まさか、これらの提案を実務者会議の内容を町長側は知らなかったことにはならないだろうと思うのですけれども、その辺りの事情について聞かせていただきたいのと、もう1点は第2回会議の前に、今提案のあった3点を町長側が事前に会議を開いて、その会議に臨んだとすれば、一定の前進はあったのだろうと思う訳でありますけれども、実務者会議の情報は町長達へしっかりと情報の共有をされているのかということと、それから、それぞれ町長は協議会に臨む訳でありますけれども、事前に町長同士のすり合わせをして、自治体協議会に臨んでいるのかについても伺いたいと思います。それから、今ありました沿線協議会の設立はわかりましたけれども、利用促進策をとということで、赤字について協議をする場ではないということ、これが切実な経緯とわかりましたけれども、結論はいろいろ想定をされる訳でありますけれども、1つを考えますと、7町プラス胆振の3市町も含めて、日高線全自治体協議会ということで、今ある自治体協議会とは別に自治体協議会を作る、あるいは今の協議会を発展的に解消させて日高沿線全自治体協議会を立ち上げておかなければ、町長が云うように利用促進策と赤字対策は別問題とはならないと思うのです。そういったことで、10市町による会議、やはり検討していくべきだろうと思いますけれども、それらについて伺います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 再質問のございました点についてお答えいたします。まず復旧費用につきましては、負担割合が議員からお話ございましたけれども、若干内容は変わっているかなと思います。いずれにいたしましても、JRと北海道と国で、これは災害復旧については3者でやるということで、5割と4分の1、4分の1という負担が災害復旧でございましたけれど、多分その割合は変わっているかと思っておりますけれど、3者で負担をするような話になってございますので、その点は特にこの点につきましては、了解はされているところでございまして、JRが云うのにはそれはよいけれども、その後の運営において、今までのような赤字が発生するのであれば、そこにつき込む費用が無駄になってしまうというようなことで、是非、そのあとは持続して運営できるようなことでなければJRとしてはその負担に踏み切るとは非常に難しい状況にあるというお話でございまして、そういった中で、その後も運営できるようにするには、私どもとして、対応できるものとはということで、利用促進策につきましては、管内としては、こういうことで地域としては支援をしたいので、JRへ検討して欲しいと、いろいろ地域だけではできなくて、やはりこれはJRも一緒になって入って取り組んでもらわなければ実現できないことばかりでございまして、これにつきましては、JRにもそういう提案をして、これによって収支がど

のようになるのか、それに伴って私どもの町にどのような費用発生が出るのか。そういったことをJRに検討して出して下さいというお願いをしていたところでございますけれども、2月の会議のところまでにはそういったことは、JRでは一切出してこないで、次に、新たなことで先ほど云われましたような分離方式だとか、町に新たな負担を求めることが幹事会の中にもそういう話がありました。それはちょっと違うのではないかと、先に去年の11月に出示しているいろんな利用促進策でございますから、それを検討した上で、それでもこれだけ赤字になるとか、こういう状況になるとか、そういう説明があつて、新たな提案があるなら、それは検討する余地はあるかと思えますけれども、そういうことに一切答えないで、その結論を出さないうちにまた新たなことで、私どもに負担をすべきだと言ってくることは、ちょっとおかしいじゃないかというようなことで、そのお話は私ども全く聞かないで、まず出して下さいと。こちらの提案したことについてどのような対応をするのか全くこういうものは橋にも棒にもかからないものなのか。そういったことを出して下さいということで、お願いをしたところでございまして、この点につきましては、私どももこの前の会議でも再度お願いしたのですけれども、これを早く出していただきたいお願いをした上で、次の段階に行きましようとなったものですから、なかなか結論は出ないようなことでございます。お話ございました幹事会でも、そういうことは出ていたと聞いてございますけれども、いずれにしても、その次に進んでいくという状況ではないという形でもございましたので、前進してないという中でございます。ですから、町長の集まりもいろいろ打ち合わせ等もやりましたけれど、いずれにしましても、今お話したようなことでございますので、今後もさらに詰めていきたいと考えているところでございます。また、メンバーに3市町を新たに加えるお話もございましたけど、そうなりますと、どうしても、赤字の解消の問題になってくる訳でございます。これは大きな問題でございまして、日高線だけをそういったことで考えてよいのかどうかという問題もございます。やはり、北海道全線が赤字という中でございますので、北海道として北海道の公共交通をどう考えるか。北海道ともう少し大きく国としてこのJRをどう考えるのかという立場で話をしなければ、日高線だけの問題ではないと思っております。北海道には地域公共交通検討会議というのが北海道にございます。北海道の地域交通をどうしようかというそういう立場で議論する場面もございますので、日高での問題じゃなくて、北海道全体で考えていただきたいと思っております。それからいろんな情報の公開だとか、住民との意見交換もございます。これは、おっしゃる意味はよくわかるところでございますけれども、これはJRも入っておりますし、北海道も入っております。私どもだけではございませんので、これはその方々からも意見も聞きながら、会議のあり方につきましては、進めていきたいと思えますけれども、非常に先ほど申し上げましたけれど、細かい話までいろいろしますし、お互いに相手のこともいろいろ言う訳でございますので、今の時点では公開しない方がスムーズに今後も進んでいきますし、お互いの言いたいことも言えるような場所でないかなと思っておりますので、当面は非公開でやりながら、住民の皆さんとは折に触れてそ

ういう意見を聞く場面を作ることができればよいなと思っているところでございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、堤議員。

○2番（堤俊昭君） 最後になりましたけれども、JRも気の毒なのですよ。護岸も全部やれとか、がけ崩れもやるということは、JRだってやり切れるものではないと思う部分はあります。ただ、現状復旧はJRの責任でやってもらわなければいけないことで、最後伺いますけれども、今後も、復旧に向けてということで協議は進むだろうと思えますけれども、一方では廃止・廃線を臭わすという新聞記事もある訳です。6月ですけども第三者委員会というのがあるそうですけれども、JR再生会議が廃線を含め、提言を含めた提言書をJRへ提出をしていることでありますし、7月6日の記事でありますけれども、JR幹部が赤字線自治体行脚というようなことでありました。JR幹部が対象5路線について、当然日高線含まれる訳でありますけれども、JR北海道は経営内容が非常に厳しい。日高線の低い乗車率を改善する策を沿線自治体と協議したいということであります。こういった記事があった訳でありますけれども、その中に廃止の臭いをかぎ取った様似町長は水面下の協議には一切応じないといったコメントをしたようでありますけれども、小竹町長も様似町長よりも嗅覚が鋭いと思えますけれども、この廃線の臭いについて、どういうふうに感じているのかについて、一番重要なことでありますので伺いたいと思えますし、浦河と様似に協議があったという記事でありましたけれども、それが新冠町にもJRからの協議ということで、既に終わっているのかどうか。終わったとすれば、どういった内容だったのか聞かせてほしいと思えます。最後でありますけれども、このJRは牧場めぐりとかディアマシオまでということで、利用客がシーズン中はあったけど、被害後はゼロになってしまったと。大打撃というタクシー会社の社長のコメントがありますし、レ・コードの湯にも聞いてみました。月に50人程度駅まで迎えに行っていたという話でありましたけれども、年間にすると600人となる訳であります。まちの交流人口は大きく減少している訳でありますから、観光や経済に影響もあるだろうと思えます。一方では私の知人に聞いてみますと、現状、特に不便は感じていないという人ばかりでありました。人口減少社会は間違いない訳でありますし、選択と集中の時代とも云われる訳でもあります。1人1台乗用車を保有しながら、バスも列車もという時代ではない思いもする訳であります。慎重に協議をすることも大変に重要なことでありますけれども、一方で、スピード感のない行政や我々議会も含めてですけれども、これは住民の信頼も失うことにつながってしまう訳であります。結論が出るまで協議を続けるのではなく、日にちを区切って、それまでに結論を出すという方法もある訳であります。先延ばしの議論でありますと住民も納得もいかないことで町長の結論を待っているだろうと思えます。意見でありますけれども、最後に町長何かありましたら、訴えていただければと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 1点目に廃止のお話でありました。今お話ございましたように、極端に悪いところは廃止をしたいというのがJRのもちろん考え方がある訳でございますし

て、日高線の方にもJRの幹部の方がおいでになったと聞いてございますけれど、それは、新ひだか町から向こうの町でございまして、多分、想像ですけど、苫小牧から静内の駅までは続けていこうという考え方があったのかなと、私どもには来ておりませんので、静内の駅までは、利用者もそれなりにいるものですから、利用もしやすいですし、静内の駅で待ち時間があって利用してとかあるようございまして、静内駅までは黒字ではないのですけれども、まあまあの利用者がある中では、そこまでは静内の駅までは継続していこうという考え方は、以前はあったと知っているところでございます。そういった中で、その手前で災害が起きたものですから、非常にJRとしても悩ましい問題であろうかなと思っております、お話がございましたように、線路の維持・補修というのは大変お金がかかる訳でございまして、特にこの日高線は海岸淵でございまして、大変ですけど、道でもその支援をして海につきましては、離岸堤を設けることも考えると、年数をかけながらそういった対策も考えるお話もされておりますので、道としても、これを残したい考え方は今の時点ではあると思っております、私どももそういう方向で進んでいるところでございますが、お話のございましたように、非常に影響が大きいものですから、いつまでも放っておく訳にもいなくて、やはり早く結論を出すべきだという意見はわかる訳でございまして、線路は一度外してしまうと、もう二度と復活はできない訳でございまして。これは、やはり慎重にやるべきだと承っておりますし、古い話になりますけれど、札幌と定山溪の間に鉄道もあって、あれを廃止したのですけれども、今になってみれば、大変な財産で利用価値もあったなど。観光にも利用出来たなどという話も承っているところでございます。そういった面を考えますと、非常に悩ましいですけど、前の議会で、私も年度内には結論を出したいとお話しましたが、残念ながらそういう結果にならなかったところでございます。お話がございましたように、色んなご意見もいただいておりますので、それらをいただきながら、できるだけ早く方向性は出せるように管内各町と連携を深めながら、今後の協議会に臨んでいきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 以上で、堤議員の一般質問を終わります。暫時休憩とします。再開は11時30分とします。

(休憩 11時18分)

(再開 11時30分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。鳴海 修司 議員の「平成27年度介護報酬改定等に伴う支援対策について」の発言を許可いたします。鳴海 議員。

○11番（鳴海修司君） 11番、鳴海修司。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い平成27年度介護報酬改定等に伴う支援対策について質問します。国の方向性が在宅介護にある中、平成27年度の介護報酬の改定に伴い、特別養護老人ホーム恵寿荘を始め、社協及び民間が行っている介護施設や訪問介護、居宅介護等において5%程度の減収

が見込まれ、それぞれの事業運営上、支障を来すことが懸念されました。その後、自助努力や自己負担、補足給付などにより、施設ごとに各々是正されたとは思いますが、内部保留金や余剰金を有する都市型大規模施設と異なり、当町のような小規模施設では差額を補い切れない状況にあり、この対策として人員及び賃金カットによる人件費の削減や介護機器を含む資材費の削減等に頼らざるを得ない状況にあることを危惧します。さらに特養施設の新規入居者を要介護3以上とするなど、先んじて行われた介護保険制度の改正は、各施設運営をますます厳しくさせるものとも考えます。このことは町民を含む施設利用者へのサービス低下に直結しますし、事業の停滞や最悪撤退を招くことも懸念され、当町の福祉施策そのものに類が及ぶものと考えます。また同時に、高齢者の安心安全の施設確保は町の責務でもあると思います。その一方、介護施設の入居利用者数は約120人、従事者はパート従業員を含め130人余りとされ、定住・移住施策の一端を担い、町内企業数も少ない中、貴重な就労の場ともなっている現状も鑑み、各施設の自助努力は最も重要であり、町として助成内容は限られると思いますが、小さくともきらりと光るまち、小さいからこそできる心温かいまちづくりの一環として施設運営経費の抑制を図り、福祉施策の向上につながるよう、次の3点について、助成検討する考えはないか所見を伺います。1点目として、各介護施設における使用水量のほとんどは入浴部門となっている実態から、浴場用の水道料金の適用。2点目として、既存の老人福祉施設整備費の助成枠に一般家庭助成も行っているLED化を始め、整備項目の拡充。3点目として、通所介護施設デイサービスにおける指定管理料の範囲を含めた今後のあり方と介護報酬改定に伴う減収分の補填。以上答弁よろしくお願いたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 平成27年度の介護報酬改定は、団塊世代が75歳以上に達する2025年（平成37年）に向けて、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、中・重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化と人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考えに基づき実施されたものであります。特に、中・重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化としては、一つ目は、在宅生活を支援する定期巡回、随時対応型訪問介護看護を始めとした「短時間複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせ提供する包括報酬サービスの機能強化等の推進。二つ目は、活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進として新たな報酬体系の導入。三つ目は、本人と家族の意向に基づく看取り期における対応の充実。四つ目は自らの口で食べる楽しみを得られるように口腔・栄養管理に係る取組の充実を図ることを目標としております。また、今後も増大する介護ニーズへの対応と質の高い介護サービスを確保するための介護職員の確保や更なる資質向上への取組を図るための介護人材確保対策の推進。さらに、事業者のサービス提供の実態を踏まえたサービス評価の適正化を図るとともに、サー

ビスの効率的・効率的な提供を推進していくことを目的に各種サービス報酬、基準についての見直しがなされ、併せて賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた中で介護報酬が全体としてはマイナス2.27%の減額改定をされております。今回の改定による影響については、日本政策金融公庫総合研究所が平成27年10月に行った調査において、約4割の通所介護や訪問介護の事業者で赤字になっていることと、とりわけ従業員4名以下の小規模事業所では5割が赤字で非常に厳しい状況におかれている結果となっていると報じられております。しかし、介護報酬の改定のもう一つの目的としては、国の政策意図を介護事業者へ波及させ、行政が意図するようなサービス提供体制に誘導しようとするものであります。介護サービス事業者としましては、このような介護報酬の改定の意図をくみ取り、経営の改善に向けた取組をしていただくことが大切だと考えております。町としましては、国の介護報酬改定により経営が苦しくなっている状況は十分に理解できますので、その実態を国に伝え、制度改正の検討を図るよう訴えていくことが役割と考えておりますので減収分を町が補てんする事については慎重に扱わなければならないと考えております。そのことを踏まえた上でご質問のあった3点についてお答えいたします。

1点目の各施設における使用水量のほとんどが入浴部門となっている実態から、浴場用水道料金の適用について、お答えいたします。水道使用料金は、新冠町簡易水道事業給水条例で定められており、特別養護老人ホームを始め、民間が経営する介護施設等は、条例の施設区分で、官公署、会社、団体、その他一般業務用に分類され、基本料金は、使用水量10立方メートルまで5590円、超過料金は、使用水量1立方メートルにつき255円で算定し、料金を納入していただいております。ご質問では、水道使用料金を軽減し、施設の運営経費抑制を図るための支援をとのことでありますが、料金を決定した当時の経過や他の利用者との均衡、簡易水道事業経営も考慮し、慎重に取扱いさせていただきたいと考えているところであります。

2点目の既存老人福祉施設整備費の助成枠に一般家庭に助成しているLED化を始め整備費項目の拡大についてですが、国も省エネ化を積極的に推進しており、施設内のLED化につきましては、民間などによる設備リース事業などにより投資額の平準化が図られるような支援策があることから、それらの制度等の活用について検討いただきたいと考えております。また、これ以外の設備等につきましては、国、道、民間の様々な支援策や制度などを活用できるよう町としても支援してまいりますのでご相談下さい。

3点目の「通所介護施設における指定管理料の範囲を含めた今後のあり方と介護報酬改定に伴う減収分の補填」についてですが、通所介護施設であります新冠町デイサービスセンターにつきましては、指定管理者制度を活用し、協定書に基づき施設の運営・管理を委託しており、介護保険対象外となります利用者の送迎に要する経費を指定管理料として支払うこととしております。この度の介護保険制度の改正及び介護報酬の見直しにおきまして、基本報酬の引下げと併せ介護報酬の増収に繋がる事業の拡充もなされておりますことから、町としましては通所介護事業所の経営改善に向けての協力は惜しみませんし、事業

所におかれましても増収となる加算サービスの取得等に努力していただきたいと考えております。町としましては、今回の介護報酬の引き下げにより生じておりますサービス事業者の方々への影響は大きく、地域での介護サービスの停滞にもつながりかねないことから、今後、北海道町村会や介護サービス事業者の方々の関係団体とともに、国に対して事業継続そして質の高い介護サービスが提供できるように、平成30年度の次期介護報酬改定に向けて、改善を強く要望してまいりますのでご理解ください。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 国がすべきことということで町長の答弁から取り組みに対する前向きな意向が読み取れないので、再質問させていただきます。1点目、先例として、食肉センターの給水に伴い6次化対策に銘を打って、水道料金の条例改正を行っております。このことは今後の使用料金、徴収如何により向上が見込めるとするならば、当然既存料金への恩恵が生じるものとの期待も含め、可決に至ったものと捉えております。そこで、食肉センター稼働に伴い平成27年度、28年度分の水道料金増の試算額を伺うとともに、住民福祉に直結し、先取りするに値するとの思いから、提案料金を適用する考えはないか。2点目、平成26年第1回定例会において西泊津ヒルズパーク指定管理料の補正予算が上程され、契約時に含まれていなかった人件費分の消費税相当額を平成19年から平成25年まで7年間分をさかのぼり、精算した経緯があり、さらに平成27年第1回定例会では、新冠温泉指定管理料の平成26年度補正予算が増額上程され、審議可決となりました。この提案説明において、物価水準の変動を理由とされながら、町の支給内容には無理があり、当初設定時に詳細協議がなされるべきであったとのことから、町民の心身健康促進確保のため、指定管理料の見直しを図るとされています。先に申し上げたとおり国の方針が在宅介護にある以上、そのしわ寄せが訪問居宅介護事業に負担増となる中、デイサービス事業の現指定管理の範囲が送迎に限られており、今後ともこの状況下で業務運営が成り立つのか。また、この度の介護保険法の改正や介護報酬の改定に伴う減収は指定管理者が判断力の甘さは否めないものの、契約後の改定であり、算定結果に時間を要し、やむを得ない事情も伺えるため、町民福祉施策と公平性の観点から新冠温泉同様契約時不適当事項として捉え、業務範囲の見直し及び減収補填の考えはないか。以上を踏まえて、再所見を求めます。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 追加で数字等を出さなければならないので、正確な数字でないかも知れませんが、食肉センターの水道使用料は27年度は200万程度、28年度600万程度でないかなと。見込んでいます。それから、いろいろお話されておりましたけれど、いずれにいたしましても、国の制度改正によりまして、介護報酬が下げられた分につきまして、町が支援すべきでないかというご意見のように私は受けとめました。これはでも、本来そういうことであるべきではないと制度からいって、そうあるべきでないとは私は思っているところでございます。ですから、これはこの業界の方で既

に動いているのですけれど、3年後の介護報酬に向けた準備をそれぞれしましょうということで、介護報酬を受け取る側の団体の方では準備をして動いているようでございます。医療費もそうでございますけれども、実態を国に伝えなければ赤字になった分を市町村が負担していたのでは、国でも対応していただけないと思いますので、医療費につきましても、医師会の方でいろいろ国の方とやりとりをしまして、医療費の報酬の改定等も行われているようでございます。やはり、介護事業を行う事業者につきましても、きちっとした数字等も踏まえて、出した上で、やはり国の方に訴えるべきと思っております。3年に一度程度でこの報酬の改定が行われる訳でございますので、そういったことで、取り組むべきことであって、診療報酬の減収分につきましては、今の時点ではやはりすぐ実施することは考えておりません。以上です。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、鳴海議員。

○11番（鳴海修司君） 町長の答弁からは、ほかの2点についてはするということも私は受け取れませんでした。それで再々質問させていただきます。施設確保も含めた安心で安全に過ごせる老後の提供など町民福祉の責務は本来、行政が担うべきものだと考えます。また、町長の目指すまちづくりは、小さくともきらりと光るまち、小さいからこそできる心温かいまちだとも思います。執行方針で述べられた福祉向上のための自助・互助・共助・公助とは何を指し、在宅に必要な情報を共有し、中心を担う福祉法人や社協への支援を充実されるとは何を指しているのかお伺いします。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 私の答弁しているのは、介護報酬に関する答弁でございまして、それ以外につきましては、今までも進めておりますけれども、皆さん方のご意見を伺いながら町民の福祉の向上につながる施策につきましては、積極的に進めていきたいと考えているところでございまして、このことによりまして、福祉を停滞させようとかは一切考えてございません。これから高齢化社会を迎える訳でございますので、そのことは十分に肝に銘じて今後とも福祉施策を推進していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 以上で、鳴海議員の一般質問を終わります。次に、**武藤 勝因 議員の「子どもの貧困 対策について」**の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番（武藤勝因君） 9番武藤です。子どもの貧困対策について、4点ほど伺います。今、子どもの貧困が大きな社会問題になっております。平成25年に子どもの貧困対策法が成立しましたが、悪化の一途をたどり、年々深刻になっているのが実態です。2012年の最新の数字では、日本全体の子どもの貧困率は、16.3%で、約6人に1人が貧困という状態で、これはOECD諸国の中で最悪の水準であります。北海道の子どもの貧困率は、2012年で19.7%に上り、47都道府県で5番目に低いという厳しい状況にあります。今この改善に向けた取り組みが急がれておりますが、4点について伺います。1つは、新冠の子どもの貧困率は幾らになるかということです。2点目は、就学援助制度

の認定基準はかつて1.2でしたけども、2～3年前から新冠も1.3ということで前進面があり、また今年度の予算でも計上されておりますけれども、学用品等の支給額も前進という面がありますが、支給項目ではまだ国の基準に比べて不十分さがありますので、本町においても支給項目の拡大を図るべきと思いますが、その点について伺います。3点目は、入学準備金ですけれども、入学時には、いろいろランドセルだとか、学用品だとか多額の金がかかります。それらが實際上、多分5月か6月頃に支給されていると思いますけれども、必要とする時期に出すのがよいと思いますので、その改善について伺いたいと思います。4点目として、給食費については子どもの貧困対策及び定住増、人口増の観点からも保護者から給食費を徴収せず、完全無料化の形で早急に実施すべきと思いますが、この点についての見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 武藤議員からのご質問にお答えいたします。まず、1つめの新冠における「子どもの貧困率」についてであります。所管となります町民生活課の調べによりますと子どもの相対的貧困率は、厚生労働省や全国で実施している国民生活基礎調査から算出しており、都道府県や市町村別では子どもの相対的貧困率は算出してなく、新冠町の子どもの相対的貧困率は、定かではないそうですが、把握していることといたしましては、本年2月末時点での生活保護受給世帯数は、129世帯175人でありまして、そのうち18歳未満の児童がいる世帯と児童数は10世帯21人です。新冠町における18歳未満の子どもの数870人に対する生活保護受給率は2.4%となっております。なお、教育委員会で行っております要保護・準要保護の平成27年度の認定では小中学校合わせて88名を認定し、児童生徒数からの割合は18.97%となります。

次に就学援助制度につきましては、経済的理由により就学が困難な児童、生徒に対し学用品、新入学用品、給食費等を援助する制度でありまして、当町におきましては、平成24年度よりご指摘のとおり対象者を生活保護世帯とこれまで基準が生活保護世帯収入の1.2倍を下回っている世帯としていたところを1.3倍として対象範囲を広げております。また、修学旅行費についても半額から全額支給する等の改善を図っております。議員ご指摘のとおり、当町の教育委員会におきましても、生活弱者と云われる方のお子さんに対し教育を受ける妨げにならないよう、各種費用の軽減に向け、再度協議をいたしまして、平成28年度の予算計上では、就学援助事業の対象品目について国の基準の2分の1だった支給金額をすべて全額に見直しいたしました。また、支給項目については校外活動費を新たに加え、学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行費、体育実技費、給食費といたしております。

次に入学準備金についてですが、当町の就学援助制度につきましては、希望する児童生徒が各学校長を経て教育委員会に就学援助申請書を提出することとなります。そのため、入学、在籍を確認してからの申請となるため、入学後の支給となりますが、教育委員会では早急な審査を行い、5月中に支出するよう取り組んでいるところです。しかし、近年、

入学前に支給する市町村もみられるため、今後、審査方法等、調査いたしまして、入学前に支給する方法を検討したく考えております。

次に、給食費の完全無料化についてですが、子育て世帯の負担軽減策とし、「給食費還元事業」として進めてきたところですが、その考えの中には、学校給食法第11条にあります学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者、食材に係る経費は保護者負担となっていることから、給食費を納めた方に対し商品券等に還元する事業として検討を進めて参りました。

学校給食費の無償化については、その後様々協議をしまいましたが、町教委で毎年支出しております給食事業費は約2400万でございまして、その上に無償化となる食材費、いわゆる現在の給食費が約2千万が上乗せとなりますと、合わせて4400万と多額な金額となります。それを継続的に支出することになりますので、やはり熟議が必要であり、また、学校管理に至っては、老朽化する校舎や学習環境の整備等、今後も早急な整備、計画を進める必要もあることから、今後、町長部局とも諸問題を含めて協議を進める必要があると考えております。なお、次年度の予算として提案させていただきますが、本年度も地場産食材を活用した「ふるさと給食」について充実した内容での増額をさせていただきましたが、次年度も学校給食に「ほろしり牛乳」を月1回の割合で飲めるよう事業費を増額しております。先程申し上げましたが、無償化については今後も検討を要しますが、教育委員会では食育の観点、ふるさと教育を進める上で地場産食材を活用した給食の充実については教育効果も高く、何よりも子ども達の期待が大きいものでございまして、今後も更なる充実について検討していきたいと考えております。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝朗君） 2点目の支給項目の問題ですけれども、あと残っているのは、PTA会費とクラブ活動費だと思うのです。それでPTA会費につきましては、これは3年前に当議会でも論議になって前教育長の辻本教育長は、PTA会費は私会計なので、なじまないと答弁されていたのですけれども、最近自治会費何かも関係ないことで払わない人が増えてきていますけれども、ただ、實際上そのPTA会費の場合はほとんど100%の加入率で、しかも文科省もこれは該当して出してよいと言っている訳ですから、ぜひ、PTA会費それからクラブ活動費も来年度に向けて増やしてほしいことをお願いしたいと思っております。それから3点目の新入学の学用品です。今はネット上でほかで問題なっておりますけれども、総一億総活躍できるじゃないかということで、昨日の国会でも論議されましたけれども、このネットでこの問題も論議になっているのです。入学式休んだ子がいたので、担任が翌日家庭訪問して聞いたら、入学式に着ていく服が買えなかったから休むのだと。そういうのがネットで飛び交っていて、いろいろ話題を呼んでいますけれども、いろんな作業上の困難はあると思いますけれども、学校で1日入学をやっていると思うのです。2月ぐらいに。その時に兄弟であれば、上の子がいれば、その下の子が入学して来れば上の子が準要保護だとかで、支給されていれば把握できると思うのですけれども、新入生に

についても上の子がない子どもに対して、1日入学の時にそういう制度があることを事前に説明して、申請書を受け付ければ本当にやればできないことではないかなと思っていきますので、それもお願いしたいと思います。給食費の問題ですけれども、給食費も2～3年前から話題になっていましたから、私、新冠が管内のトップを切って給食費無料化に動き出すのかなと思っていましたのですけれども、なかなかいろんな問題あって進めないことですが、隣の日高町では今年、部分的ですけど28年度は570万円の予算措置することで例えば在学児童生徒の2人目、ひとり親世帯の1人目に半額補助ですか。それから在学児童生徒の3人目以降、ひとり親世帯の2人目以降は全く無料です。それから浦河でもこの前、新聞報道によりますと900万円で、日高町と同じようなことで実施することです。ですから、教育長から総額で大体4400万係ることなのですけども、いろんな形あると思うのです。本当に完全に全ての子どもに対して、この前の教育長の報告では、大体450ぐらいですか。ですから、それかければ、大体このぐらいになると思うのですけれども、もしその予算がないならば、日高町や浦河町みたくこういう形もありますし、3年計画であれば本年は1年から3年まで、来年が4年から6年、3年目が中学生も含めてやれないことはないと思いますので、そこら辺検討していただきたいことでしょうか。

○議長（芳住革二君） 杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 再質問ということで3点ご質問があったかと思いますが、まず1点目の対象項目の拡大というご質問だったと思いますが、1点目のPTA会費というお話がございましたが、前任者が答弁いたしましたように、PTAという組織は強制加入ではございませんので、任意加入でございます。規約上。自治会のお話も出ましたが、そういう団体だという性格を押さえることとクラブについても全員100%の生徒がクラブ活動に参加してなくて帰宅されている生徒もいらっしゃいます。そういう点で公平性ということもございますので、国の動向などをよく見極めながら、検討課題とさせていただきたいと思います。2点目でございます。入学準備金についてのご質問でございました。説明会でありましたが、これにつきましては2月の段階で小学校、中学校、教育委員会は説明会を実施してございます。その時点でこの制度についても周知し説明しているところでもありますので、ご答弁させていただきたいと思います。先ほどの答弁でも申し上げましたように、入学前に支給する市町村も最近幾つか見られるようになってございますので、そのことについては方法を検討したいことで、先ほどご答弁申し上げているところでございます。支給するためには、根拠となる例えば収入ですとか、何年度何年前の収入を根拠にするとか、その辺も研究させていただきたいと思いますので、検討課題とさせていただきたいと思います。3点目の給食費の完全無料化ということで再度のご質問でございましたが、武藤議員の質問の趣旨が子どもの貧困対策という趣旨でございますとすれば、全員に給食費を無料化するということが、貧困対策に有効な手段なのかどうか、私はそう思いません。貧困対策ということであれば、それに応じたような施策政策の進め方があるのかなと考えてございますので、貧困対策という質問でございましたので、その方向についてはこ

れから鋭意検討させていただきたいと思います。子どもの貧困対策については、教育委員会としてできる限りのことをやっていきたいと思いますので、しないことではありませんので、一つ一つ研究しながら、確実に1歩1歩前へ進めていきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 3月の下旬に北海道新聞に日本財団の試算ということで出た記事がありますけれども、子どもの貧困なら社会損失、北海道の場合は1506億円という記事が出ていましたけれども、貧困対策が必要な子どもの進学率や中退率を全国平均並みに改善させるなどの支援をした場合としなかった場合を比較し、64歳までに得られる所得の差を推計し、これが出された数字なのです。それで北海道は1506億円と出されていますので、一番大事なのは貧困を放置して次世代にまで、連鎖させていく状況がありますから、そういう点で次世代には絶対連鎖させないと。そういう点で、いろんな施策を打っていく必要があると思いますので、そういうことで、検討させていただきたいことで質問を終わりたいと思います。

○議長（芳住革二君） 杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 議員ご指摘のように、趣旨については十分理解するところでございまして、例えば、学力につきましても、経済的な格差で不利を被っているひとり親家庭ですとか、お父さんお母さんの就労の形態によって、食事ですとか、学習時間ですとか、家庭へ帰ってからの生活の内容につきまして、いろいろな影響が出ているというような状態もございまして、そういう調査結果も出てございます。単に経済的な面ではなくて学力・体力・知・徳・体の面で影響が少なからずあると考えるところであります。そういう点では、教育委員会としてもできる限り子ども達の負の連鎖というお話がありました。なっていないように子ども達は新冠の宝でございまして、大事にしていきたいなと思っております。限られた財政の中でございまして、一つ一つ確実に順番を付けながら取り組んでいきたいと考えてございまして、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時10分とします。

(休憩 12時12分)

(再開 13時10分)

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を引き続き行います。「積立金の有効活用について」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番（武藤勝因君） 9番武藤です。引き続き2点目の見解を伺いたいと思います。積立金の有効活用についてということで、この資料では平成26年度で出しておきました。最新の予算を見ますと、27年度出ていますけど、そう大きく変わりませんので、この作

成した時点での26年度の資料で発言させていただきますけども、財政調整基金で12億500万円、減債基金で4億2600万円、特定目的基金で7億200万円、総計23億3300万円となっております。減債基金や特定目的基金は使用目的がはっきりしているの、やむを得ないとしても、財政調整基金12億500万円は町民のために有効活用すべきではないでしょうか。決算カードで分析させてもらいますと、町長は就任以来、平成17年5月に就任されたと思うのですけれども、その当時から見ますと、財政調整基金ではほぼ一貫して積み増しされております。他の部分は取り崩しもありますけれども、それが積み重なって、12億500万円となっております。一方、町民生活を見ますと、景気低迷、物価の値上がりなどによって厳しい状況に置かれております。そして、国保税の滞納も高い水準にあります。積立金を町民のために有効活用すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 財政調整基金は、財源に余裕がある年度に積立て、不足する年度に取崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金ですが、平成8年度の2億3500万円を境に、年々積立額を増し平成27年度末では12億900万円の見込みとなっております。積立額を増してきた理由といたしましては、今後予定される恵寿荘・診療所及び新冠小中学校等の公共施設の建替えに伴う一般財源として取崩し費消、及び公債費が増加した際、減債基金に組み替え費消することを目的に積み立てており、今後、公共施設の整備が開始された際、町民の負担が増とならないための積立てであることをご理解願います。また、予算編成におきましては、「公債費の減額に努める」「起債の借入は、優良債で、かつ最小限に努める」を念頭に、財政運営に努めており、限られた予算の中で、誰もが安心して暮らせる、住み良いまちづくりのために、今後も福祉施策等の充実を図ってまいりたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 今の話、わかる場所もありますけれども公共施設の建物だとかであれば、その特定目的である訳ですから、全部項目を起こしてとはなりませんけども、大きいものはそれでやるべきで、ほかの部分は財政調整基金ですので、自由に町民生活の向上とか、いろんなそういうことで使うべきでないかと思うのです。実際上その労働者あるいは年金生活者の生活を見ますと、最近の景気低迷等でやはり給料は上がらん。年金生活者もだんだん削減されてきている。あるいは生活保護を受給されている人も暖房費を削られたり、扶助費が削られてきていることで大変厳しい状況にあって、先ほども言いましたように国保税も、昨年私一般質問した時は大体20%ぐらいの滞納率だったのですけども、最新なのは大体15%ぐらいと把握していますけれども、そういうような状況がありますので、やはりそういう町民生活を少しでも苦難を軽減する立場でやる必要はあると思っております。国保税も約1000世帯ちょっとですから、1000万円ぐらいの予算で1世帯辺り1万円の値下げは可能だと思いますし、先ほど給食費の問題も出ましたように、

そんなに多額なお金でないと思いますので、そういう活用をぜひ検討すべきだと思いますけれども、その点の見解を伺います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） おっしゃる意味はよくわかります。大変厳しい状況の中で、貯金などしている余裕はないのではないかと。そういうことはよくわかる訳でございますけれども、現在新冠町の基金の状況は、27年度末見込みで、全部合わせまして22億ぐらいの基金になってございます。これは管内的に見ると少ない額でもないと思いますけれども、多い訳でもないなと思っております。新冠町も一時はもっと、残高があった時期もあります。またもっと少なかった時期もあります。やっところまで回復したかなという思いでおります。ただそういった中で財調がどうしても目立つような状況になる訳でございますけれども、先ほど申し上げましたように、公共施設の整備がある訳でございますして、施行方針で申し上げましたけれども、28年度で今ある公共施設をどのように今後利用していくか。それを全部見直すこととしております。建て替えの必要なものもたくさんございます。これからどんどんそういった取り組みをしなければならぬ訳でございます。本来ですとそういうこの財調ばかり積むのではなくて、公共施設整備の基金というものを別に持つていく必要があるなという思いもしております。それらの公共施設の整備に費消するという意味でございますけれども、以前はそういう基金を持つていたこともあったのですけれども、それを整理いたしまして、財調に一本化しているところでございます。ご提案のありましたように、これを使って国保税の負担を下げるあるいは給食に使うというのは、それはやはり継続的に今後とも、それを続けていかなければならぬ訳でございますして、基金は使えば使うほど減っていく訳でございますから、今年費消して使って、来年はそうしないで値上げするというようなことにもなってしまうとは、非常に町民の方々も不信感を持つと思っておりますので、そういう意味で基金を使うことは、臨時的に何か起きた時にはそれに対応して、費消するというのはよいのですけれども、この基金の財源として今後ともずっと負担が出て来るようなものに基金で使うというのは、私は適当でないかなという思いをしているところでございます。いずれにいたしましても、財調に多額の基金として積み増ししていくことは私もどうかなと思っておりますので、それぞれ目的を持った基金にしていく必要もあるかなと思っております。その場合に、どの程度の財政調整基金が望ましいのか。その辺につきましても今後十分検討してまいりたいと思っておりますのでございます。やたらに貯金を増やしていけばよいものでもございませぬので、その辺は十分把握しながら、推進をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 今、総合戦略ということで、まちづくりということで、主に目を奪われているのは人口をいかに増やすことに重点が移っているような感じがするのですけれども、私は人口増やすのもそうですけれども、新冠に住んでよかったと言えるようなまちづくりを進めていくことが大事だと思うのです。そういう点で給食費だとか国保税だとか、

やはり新冠に移りたいだとか、住んでいてよかったというような施策を、町民に寄り添った施策をやれば新冠はよい町だということで、人口も増えるし、定住ゾーンも増えていくきっかけにもなると思いますので、さっき言ったようなことも含めて、よかったまちづくりのためには、ぜひいろんな手立てはあると思いますけども、それも含めて、この基金を有効に活用していくと。そういう点で、今求められているのは町長のそういう政治的な判断でないかと思うのです。例えば、給食費にしても、国保税にしても、ですからそれを含めて、そういう他の町民からもうらやまれるような施策をやって活用すべきだという点で再度見解を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 人口の問題もございましたけれど、人口ビジョンでもお示しのとおりでございます、新冠の人口が今後も増えるというのは、非常に難しい状況でございますので、いかに人口減少に歯止めをかけるかというような形かと思っておりますので、今お話がございましたように、新冠に住んでいただきたいと、そういう施策は積極的にやらなければならないと思っておりますのでございます。先ほどのご答弁でも申し上げましたけれど、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりのために今後も福祉施策等の充実を図ってまいりたいと申し上げましたけれど、新冠町に住んでいてよかったなということの思えるまちづくりを今後とも進めていきたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（芳住革二君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。椎名 徳次 議員の「公職選挙法改正による新有権者への取り組みについて」の発言を許可いたします。椎名 議員。

○7番（椎名徳次君） 7番椎名です。議長さんからお許しが出ましたので、公職選挙法改正による新有権者への取り組みについて伺います。昨年6月の国会で選挙年齢が現行の20歳から18歳以上に公職選挙法が改正されたことを受け、今年の夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになります。これにより、新たに全国で約240万人が有権者となり、これは全有権者の約2%に当たります。そこで、当町の新有権者は何人か。夏の参議院選挙も間近に迎え、初めて投票権を行使することになりますので、新有権者に対する啓発や周知を始め、模擬投票や主権者教育が重要と思いますが、取り組みについて伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 平成27年6月17日「公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立し、選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられております。この改正に伴い、施行日であります本年6月19日以降、初めて行われる選挙から満18歳以上の方が選挙権を有することとなり、本年7月に予定されております「参議院議員通常選挙」から適用される見通しとなっております。当町における新有権者数についてですが、3月1日現在の選挙人名簿登録予定者は、満18歳の方で44名、満19歳の

方で48名、合計92名の方がおります。今回の選挙権年齢の引き下げは、70年ぶりの歴史的改正であり、新たに投票権を得る若者の政治参加意識の醸成が必要であることから、国や道においては、インターネットにおける特設ページの開設やPR動画の公開、ポスターやリーフレットによる周知をはじめ、高校生向け副教材の作成や高校生を対象とした模擬投票や選挙啓発出前講座の実施など、幅広く周知啓発活動が行われているところでございます。当町におきましても、広報誌や町政事務委託文書、ポスター等を活用し、町民に周知するとともに、年齢の引き下げにより、新たに有権者となる方々に対し、有権者であるお知らせと、投票を呼びかける文書を個別に郵送するとともに、教育委員会と連携を図り、主権者教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、椎名議員。

○7番（椎名徳次君） 今、町長の答弁の中で一人一人に通知をすることでありましたが、高校では模擬投票とかはできますけども、高校卒業された19歳、大学、就職している方。それで大学へ行っている人、地元に住所を置いて行っている方、仕事で地方に行っている方もいるので、そういう人たちにはどのように、模擬投票はできないので、この主権者の教育をどういうふうにするか。ただ連絡するだけではなく、学校でやることでなく、やはり地域でいろいろやらなきゃいけないと思うので、そのことについてはどう考えているか。それから、我が町でも議会の傍聴にも皆さんに啓発や周知をどんどんして、政治に関心を持ってもらうことが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 高校についてはよいのだということですが、その上の大学生等につきましては、これは、おっしゃっている意味はよくわかりますけれど、大学になりますと、全国に散らばっておりますし、これは町の方でやることは事実上不可能でないかなと思っております。ただ、それぞれの大学におきましても、このことにつきましては、関心を持っているようでございますので、各大学等でもそれらについては取り組むというお話を聞いておりますので、そういった面を活用していただければよいなと思っていてところでございます。いずれにいたしましても、町の範囲でできるのは、それぞれの個人の方々にこのことをしっかりとお知らせして、理解していくことが大事だなと思っていて、町としては、それぐらいかなと思っていてところでございます。政治に関心といいますが、こういったことに関心を寄せていただくためには、いろんな形で町との関わりも必要だなと思っておりますので、今後とも、機会を見てできるだけ接触といえますか、文書等のご連絡は差し上げたいと思っておりますのでございます。また、町内に就職されて19歳、18歳の方がいらっしゃるかと思いますけど、それらの方に対しましても、きちっとご連絡を申し上げますし、議会のこういった運営に関心を持っていただくためには、やはり議会も含めて、我々一緒になって、今後取り組んでいかなければならない問題でないかなと思っていてところでございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、椎名議員の一般質問を終わります。長浜 謙太郎 議員の「出産事情の改善について」の発言を許可いたします。長浜 議員。

○10番（長浜謙太郎君） 10番長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従いまして、出産事情の改善について一般質問をさせていただきます。現在管内で出産可能な医療機関は浦河赤十字病院のみであり、出産病院が遠方となる状況が続いております。そのような中、当町は出産時における心身的、経済的負担の軽減を図るため妊婦及び付添い人を対象に交通費助成、宿泊費助成を行っており、大変喜ばれていると認識しております。さらに新年度からは、これらを含めた出産時支援事業もより手厚くなるとのことですが、初産では勿論、出産は常に不安を感じるものであります。浦河での出産も病院の意向によってはこの先どうなっていくかは分かりません。近郊で出産できることが何より一番望ましいですが、現状その実現は困難であります。さて、平成26年度決算説明資料によりますと、町内妊婦の約6割の方々は苫小牧市で受診をしているとのことで、今後もこの状況が続き、増えていくものと想像されます。苫小牧が産前産後ケアセンターであるとする、陣痛の感覚が狭まってきたら、病院に向かってきてほしいと要請されますが、初めての場、その判断が自分ではわかりかねると思われれます。また、2～3名以降ですと出産が予定日よりも早まることが多く、さらに前もって余裕ある対処を迫られることとなります。いずれにしても、出産目前になると、近くの宿泊施設を利用することなく、そのまま入院となるケースがほとんどであり、これは妊婦を対象とした宿泊費助成の利用実績がないことから明らかです。場合によっては妊婦一人で出産に臨まなければならないこともあり、また、今後移住定住により新冠へ来た人、来る人はいざという時に頼れる身内も近くにいない中で、安心して出産を迎えられるような環境づくりも必要であると考えます。移住定住を考える人にとっては、これらの事柄が整備されているかないか、移住定住の選択決定において重要な決め手となり得るでしょう。出産は病気ではありませんが、不測の事態も考えられる中、いつか来るその日が迫るにつれて不安が募り、備えあれば憂いなしとはいかず、精神的負担は大きいと考えます。出産に際し、少しでも不安を払拭するため経済的負担を軽減するだけでなく、精神的な負担も軽減することが大事であると考えます。平成28年度予算説明資料においても今後も対象者へ周知していくと共に町民のニーズにあわせ、適宜助成制度を見直すことが必要であるとしておりますが、助成等をする必要がないような出産環境づくりを目指す根本的な解決に向けて、どのような考えをお持ちか。また、当町での出産環境改善についてどのような将来像をお持ちであるのか、見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） 平成25年10月に新ひだか町の産婦人科医院が閉院して以来、身近なところで安心して出産できる環境がなくなり、妊婦の方だけでなく、地域の多くの若い世代が産婦人科の設置を望んでおられる声を数多く聞いており、それに答えることが

できないかと、これまでも新ひだか町と連携し、町立静内病院に妊婦健診の対応できる婦人科の開設や浦河赤十字病院の産科運営にあたる産婦人科医師派遣経費を管内7町で負担する等に取り組んできたところでもあります。産科医がいなく出産できないという状況は、これまでは日高管内のような地方の課題であったものが、東京や札幌などの大都市でも医師不足により産婦人科を休止する医療機関が増えてきており、今後ますます深刻化する状況にあります。産科医師の減少の大きな要因は、当直や昼夜を問わず緊急の呼び出しへの対応等の過酷な労働環境とそれに見合わない低い対価に加えて、他の診療科に比べて医療訴訟が多いことなどにより、新たな担い手がない状況になっております。

議員の質問の趣旨は、日高管内で連携し既に婦人科を開設している医療機関等での産科開設を検討をということかと思いますが、産科の開設には複数の医師のほか助産師などの専門スタッフを24時間365日配置する必要があり、全国的にも慢性的な産科医師の不足が解消される見込みがないことから、現段階では非常に厳しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。現在、日高管内の2次医療圏域では唯一浦河赤十字病院に産科があり、出産の対応が可能になっております。しかし、本町在住の妊婦さんのほとんどが苫小牧や札幌圏の医療機関で出産するケースが多いことから、町としましては出産する医療機関が遠方にあることから事前に宿泊し出産に備える体制の支援と精神的な不安の軽減のため、ご家族の立ち会いや支援を受けられるよう出産時宿泊費助成事業により支援しているところであります。また、出産に至るまでの身体の変化や分娩に備えての知識や情報提供、産後の育児に係る指導を保健師、助産師などの専門職が母親学級を通じて行うとともに、出産に係る様々な相談を受け付け、不安解消に努めているところであります。さらに、妊婦健診の受診勧奨や健診費用や超音波検査への助成、妊婦健診に係る交通費の助成等の制度も拡充させ、出産までの経済的負担の軽減を図っているところであります。いずれにしても、町も少子化対策として出産環境の改善に積極的に取り組まなければならないと考えておりますし、身近な地域で安心して出産できる体制整備は重要な案件であり、一朝一夕には解決できるものではありませんが、近隣町とも連携し継続して取り組んでまいりますのでご理解ください。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、長浜議員。

○10番（長浜謙太郎君） ご答弁いただき、ありがとうございます。この課題の解決には道のりで険しく一筋縄ではいかないことは重々承知でございます。国や医療業界にも大きく起因するものであり、単独では様々な制約がある中、かつ時間も費用も多くを要することから、特効薬はないものと考えております。周産期医療については、昨年道内では、3カ所が分娩の取り扱いを休止するなど深刻の度合いを増しており、医師の確保とともに、全道の医療体制の確保などについても協議するワーキンググループを開催しながら、周産期医療の確保に向けた検討を行っている聞いております。道内のある地域においては、唯一あった医療機関の分娩休止に伴い、地元の保健所が中心となり地域の妊産婦の方々が安心して出産できるよう市町村や消防に隣接する圏域の分娩取り扱い機関と協議を行うな

どして、関係者間の情報共有や連携体制の構築に努めているそうです。現状町独自で出来ることは限界があると思いますが、最善の策として、現行の各種出産時支援事業の拡充を図っていくのであれば、小さくてもきらりと光る新冠を掲げる中、この先も町民の声を聞き、より細かなニーズに応え、対応を続けていくことと同時に、各種支援について対内はもちろん人を呼び込むためにも対外にも、より積極的に周知をしていただきたいと思います。これほど手厚く充実した助成は、近隣を凌ぐものであり、胸を張って誇れるものだと思っております。移住定住にも一役買うことと思っております。新冠町まち・ひと・しごと総合戦略の重点戦略、基本目標3、若い世代が安心して結婚出産子育てができる環境をつくとあり、平成31年目標値で合計特殊出生率を1.63、出生者数を5年間で210人としており、このたびの人口ビジョンにおいても2030年で合計特殊出生率1.83を見込み、2040年で4271人、2060年で3390人と人口の将来展望を計算されてございます。そこで、20年30年先を見据え、例えば、地域で未来の医者育てるようなプロジェクトに取り組む考えはないか。もう1点、今申し述べたことと並行し、他に先駆けてインターネットオークションで廃校となった校舎を売却した実績のある当町が、管内での周産期分野の地域医療連携モデルを構築し、ふるさと納税の項目に掲げ、ガバメントクラウドファンディングをご活用し、財源確保を目指してはどうでしょうか。その際あわせて移住定住促進をからめ、学生等も対象とした優遇措置や条件等を設けての医者の誘致促進活動を行っては如何でしょうか。以上見解を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 取り組むものと致しましては、現在の施策を後退することなく、今取り組んでいる事業について、さらに充実してやるのが当面の私どもが取り組めることだなどと思っておりますので、今取り組んでいる事柄につきまして、さらに有効的なものがあれば、取り組んでいきたいと思っております。これは町内はもとよりご意見ございましたように、町外に向けても啓発をすることは大事だなど思っているところでございます。さらに将来に向かっての医師確保等のプロジェクトでございますけれど、これは、全道的なこととして取り組まなければなりませんけれど、産科医ばかりではなくて、医師も含めて、北海道の医師対策をしっかりとやらなければならないのですけれど、北海道には医育大学が3つございますけれど、これは札幌・旭川と偏っている訳でございます。北海道はこれだけ広い訳でありますから、考え方としてはもうちょっと帯広や釧路の方にもそういった医育大学を設置する必要があるのではないかと、そのような話も私ども町長の中では全道的な見地からは必要でないかという話も出ておりました。そういった中で産婦人科のお医者さんの要請も可能かなと思っているところでございまして、これは北海道とも協議して進めていかなければならないと思っているところでございます。ただ、これらはいずれにしてもすぐできることではございませんので、非常に難しいという思いをしております。またご提案ございました地域連携モデルとして新冠が取り組むことにつきましても、今後私ども内部で十分に検討させて取り組める状況になれば、積極的に進めてまいり

たいと考えているところでございます。以上です。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、長浜議員の一般質問を終わります。次に、**但野 裕之 議員の「主権者教育について」**の発言を許可いたします。但野 議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い主権者教育について質問いたします。国民投票法が改正され、今年6月から投票権年齢が現在の20歳以上から18歳以上に引き下げられ、ちなみに選挙権年齢も18歳以上に引き下げられ、今年夏の参議院選挙から適用される見通しです。主権者教育は学習指導要領に基づき、社会科や道徳、総合的な学習時間などで指導されるが、将来の有権者の意識情勢が叫ばれる中、知識の伝授だけでなく、参加体験型学習や政治的判断能力の育成を視野に入れた取り組みが求められています。参加型学習としては、先行の模擬投票により政治や選挙への関心を高める機会として、北海道選挙管理委員会による出前講座が各高等学校で開催されています。市町村教育委員会では主催者となり、子どもが議員を務める模擬議会や子ども議会を開催したり、本議会を傍聴させたりしているところもあります。また、被選挙権を行使する児童会役員選挙、生徒会役員会選挙を実施している小中学校では、選挙管理委員会から記載台や投票箱を借りて普通の選挙と同じような形で実施している事例も見られます。このように教育委員会が選挙管理委員会に協力を求めて、主権者教育を行っている自治体が数多くあります。当町において選挙管理委員会は、主権者教育の意義と必要性を認識しなければなりません。教育委員会の申し入れがあれば、選挙管理委員会は主権者教育に対する相互理解のもと惜しむことなく、協力するという体制づくりが必要なのではないでしょうか。私が子どもの頃、小中学校の児童会、生徒会役員選挙で立会演説会が開催され、私自身立候補者演説や推薦者演説を行った経験があります。全国的に児童会・生徒会役員選挙は、行われないう風潮にあると聞かれますが、選挙権を行使し、選ばれる立場から選挙を経験する事も大切な教育ではないのかと思います。選挙への関心を高め、投票率の向上のためにも、主権者教育の充実を図らなければなりません。当町において選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた中、小中学校における主権者教育に教育委員会は選挙管理委員会とどのように関わって取り組んでいくのか。現状の報告と今後の取り組みについて説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） ただいま但野議員からの主権者教育についてのご質問に対してお答えいたしたいと思っております。公職選挙法の改正により、投票年齢の引き下げにつきましては、取分け新しい有権者に対しての投票の権利と責任を伴うものでありまして、教育委員会としても新しい有権者などに対する教育は、大切な教育であると認識しているところであります。議員ご指摘のとおり現状ということでございますが、現在は学習指導要領に基づき、小学校6年生社会科におきまして、選挙で投票することは18歳以上の国民に認め

られており、国民が政治に参加するために大切な権利であるということを学んでおり、中学校の社会科の公民分野においては、民主主義を確かなものにするためには、私たち一人一人が積極的に政治参加することが欠かせません。政治参加には様々な方法がありますが、中でも重要なのは選挙であるということを学習しているところでもあります。さらに議員ご指摘のように、特別活動という分野におきまして、学級役員、児童会、生徒会役員への立候補・演説・投票などの活動をなすことによりまして、自分の一番身近な自治について、体験的な学習を積み重ねてきているところがございます。今後とも主権者としては権利のみならず、義務についても果たすことを指導していかなければならないと考えているところがございます。ご質問の参加体験型学習といたしましては、特別活動での活動に加え、例えば子ども議会などの取り組みについても今後前向きに検討したく存じますので、よろしく願いいたします。さらに選挙管理委員会との関わりにつきましては、外部人材の活用、主権者教育ということではやっていなかった訳ではなくて、例えば法務局との人権教室の開催ですとか、税務署との出張によります租税教室ですとか、市民として町民として、国民としての権利と義務ということも、それぞれの発達段階で学習してきているところがございますが、今まで選挙管理委員会との関係はございませんでしたので、今後町長部局との協議を進め、小中学校に対しても、出前講座の開講などについて、学校のニーズも踏まえ、外部人材の活用も進めていきながら、関わりについて深めていきたいと考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 今の説明の中で、小中学校児童会・生徒会役員、教室の役員選挙では、そのような形で体験型学習が行われるという答弁でした。その中で、私が先程説明した中で、選挙管理委員会から記載台や投票箱を借りて行っている部分では多分無いと思います。実際そのような本物を身近で触れることが一番の体験となりますので、それが選挙になった場合の投票活動にもよい面が出ると思いますので、そういった部分は選挙管理委員会と意見交換をした中で可能であればそのような体験ができるような形を提案したいと思います。それと先ほどの関連する同僚議員の質問に対する答弁の中で、子ども議会に関しては社会教育・学校教育の両面から取り組んでいきたいという発言がありました。その部分では私たち議会の方も協力すべきところは協力して、議会の総意をもって進めたいと思いますので、議会の総意をもってその方向で私も努力したいと思いますので、前向きに、より一層進んでいただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 2点のご質問かと思えます。1点目の選挙管理委員会のことでございますが、先程申し上げましたように選挙管理委員会との関わりについては初めてでございますので、議員ご指摘の部分につきまして、どのようなことが可能かということをごゼロからということになると思えますので、前向きに検討させていただきたいと思えます。2点目の子ども議会について、非常にありがたい、力強いご意見をいただきました。先ほ

どの答弁に申し上げましたが、いろいろ検討すべきことを大きな事業でございますので、どこが主体となるのか、どこが担当課となるかですとか、目的ですとか、規模ですとか、等々についても多々検討することが多くございますので、教育委員会だけではなくて、多くの皆様のお力添えをいただきながら、1歩でも2歩でも前へ進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長(芳住革二君) 再々質問ございますか。(なしの声あり) 引き続き、「**障害者差別解消法について**」の発言を許可いたします。但野 議員。

○4番(但野裕之君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、引き続き障害者差別解消法について質問いたします。今年4月1日に学校教育を始め、社会のあらゆる分野の対象となる障害者差別解消法が施行されます。その中で公立学校は、障害がある児童生徒に無理のない範囲で支援の手を差し伸べる合理的配慮を提供しなければならないと規定されています。この法律の背景には、日本が世界各国と結んだ国際条約があります。障害のある子ども・大人、すべてを差別しない社会にしていく。その意志を国内外に示す法律が障害者差別解消法です。この法律では障害がある子どもが義務教育を受け始める際に、障害だけを理由に学校への入学を拒むことは不当な差別にあたるとしています。しかし、この法律の施行で義務教育開始を控えた子どもの就学先を決める方法が変わる訳ではありません。これまでの一定の基準で特別支援学校が望ましいか、小学校が望ましいかを判断する仕組みでしたが、これからは出来る限り本人・保護者の考えを尊重して判断する仕組みに変わる中、合理的配慮が必要とされます。障害だけを理由に拒むことはできないのです。これまで我慢して特別支援学校就学の判断を受け入れた保護者がいたかも知れません。今後は親族や地域住民の目を気にして、小学校就学を望む保護者が増えるかもしれません。ここで言われる合理的配慮とはどういうものなのか。例を示しますと、身体障害がある子どもを小学校で受け入れるに当たり、階段を上り下りするのに校内にエレベーターを付けるか、昇降リフトを付けるかを選択する場合、エレベーターを設置すればリフトよりも、より快適に学校生活を送れます。だが、リフトと比べるとエレベーターの設置はずっと高い費用がかかります。保護者と話し合っただけで出した結論がリフトの設置だったのです。障害者差別解消法はこのような合理的配慮を実現することを求めているのです。合理的配慮にあたる英語は、リーズナブルアコモデーション。リーズナブルには様々な意味があります。辞書には筋の通った、道理をわきまえた、手ごろなというような説明があります。文部科学省は過度な負担均衡をなくした負担まで負う必要はないと、この言葉の意味を解説しています。リーズナブルな配慮を整えるにあたっては、小学校と家庭がよく話し合い、合意をまとめることが欠かせません。障害のある子どもそれぞれにとって、最善の配慮を探る作業となります。ただ、子どもの年齢が上になればなるほど合意形成は難しくなる可能性が高いとされます。幼いころは、ほかの子どもと同じ扱いだったのに年齢が上がってから配慮が始まることで、差別と受け止められるかもしれないからです。子ど

も本人に芽生えた自我を傷つけるかもしれません。このような事態を防ぐ上で早い段階での対応が有効だとされています。このことから認定こども園での対応も必要かと思えます。4月からは新入生の保護者や関心のある保護者から相談や質問が寄せられることも予想されます。全職員が適切に対応できるようにすることが学校の信頼につながると思えます。当町においては、特別支援学級の対応が適切に図られ、十分に機能していると評価をしているところではございますが、障害者差別解消法施行にあたりこれまで以上に慎重な対応が求められると思えます。障害者差別解消法の対応策は講じられているのか。また、障害のある子どもの学校生活を支える支援員の体制は取られているのか。教育長の所見を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 但野議員からの障害者差別解消法についてのご質問にお答えいたします。平成25年に成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、このことにつきましては、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指し、平成28年4月から施行されるものであります。ご指摘のとおり障害だけを理由に入学を拒否するなどはあってはならないことであり、今までもこれからもそのようなことは本町において起こり得ないことであります。まず、保護者からの相談や質問に対する教職員の対応についてですが、町の特別支援教育連携協議会という組織がございまして、そこでの協議や平取養護ペテカリ校や町子ども発達支援センターあおぞらなどから、講師を招いての研修。また、教育局主催の管内希望のセミナー等への参加促進を始め、各学校・園においては、特別支援教育コーディネーターなどを指名し、校内においては毎月恒常的に、例えば職員会議の後ですとか、事例研修を通し、資質・指導力の向上を図り、保護者への対応について万全を期して来ているところであります。2点目に支援員の体制についてでございますが、支援員については、発達障害等の児童に対して日常生活の介助、学習補助、安全確保等を目的としておりまして、ご案内の通り平成20年度より新冠小学校に1名、翌年には朝日小学校1名配置し、平成24年度より新冠中学校に1名配置いたしまして、各学校1名の配置とし、計3名といたしました。さらに平成25年度には特別支援学級への入級数にあわせ、2名を増員し平成26年度には普通学級での支援を目的とした学習支援員として2名配置いたしまして、現在は全体で7名を配置し、充実した体制を構築して来ているところでございます。3つ目に、教育委員会における合理的配慮についてでございますが、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約であります障害者の権利に関する条約の第2条におきましては、合理的配慮について次のように定義されてございます。障害者が他のものとの平等を基礎としてすべての人権及び基本的人権を享有し、または行使することの確保をするために必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失したまたは過度の負担を課さないものと定義されてございます。具体的に本町の特別支援教育を例に上げま

すと、まず人的配慮として、支援員の配置、コーディネーターの指名、多学年学級への教員の加配、ソフト面におきましては、個々の状態に対応した教科書、ユニバーサルデザインに基づきます教室環境、また社会教育におきましては、平成27年度実施いたしました少年国内研修交流事業においては、特別支援学級に在籍する生徒のニーズに応え、補正予算を編成していただき可能な限り対応して来たところでございます。障害の状況に応じた学習指導については、一人一人の障害の状況に応じて個別の指導計画を作成し、スモールステップの進度で見通しを求め、適切な対応を行い指導援助を進めて来ているところでございます。今後とも可能な限り法の趣旨に沿った対応を進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ありますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。竹中 進一 議員の「超高速ブロードバンド基盤未整備地区の整備について」の発言を許可いたします。竹中 議員。

○1番（竹中進一君） 議長より発言の許可を得ましたので通告に従い一般質問いたします。わが町のブロードバンドの現状は平成24年10月新冠の役場周辺市街地と西泊津の一部地域に光回線による超高速の整備がなされ、それ以外の地域においては携帯の電波、あるいはISDNでの接続を強いられており、今年の1月19日にわが町で最後に残された美宇入口のNTT電波塔からようやくLTEの電波が発信されるようになりました。

これまでインターネットなどのICT環境は、使用料が高額な今の時代には到底似つかわしくない3Gによる携帯電波か、安価な有線ではISDNでネット回線を使用しカラー写真の1枚も送信できないなどの環境でつい最近まで至っており、更には未だ、携帯電話さえ不感の世帯もある中で不便を強いられながら中山間地域で農業などを頑張ってきた経過です。今は4G（第4世代）となりましたが、理論値で下り最大150メガの速度が出るべきLTEの電波もアンテナから直線距離で約1キロ離れた場所でスマートフォンをテザリングしPCを繋ぎインターネットをしますと状態が良くても10メガを少し上回る程度で、30メガ以上が超高速とされる4Gとは程遠く、期待値の10%以下で、限られた電波の容量は通話が優先されるために昼間は1メガを下回り、お昼休みや夕方は繋がりにくい状態にまで低下します。またその他、携帯の電波は利用制限があり従来の契約容量はすぐに無くなりますから高額の契約に切り替えるか、その都度容量を買い足して行かなければならず有線の繋ぎっぱなしのように行かず月々の費用も大変高額となり、かつ不便です。それでも今までの3Gでのインターネット接続では約1/100から1/1000の最高速度で6キロでしたから、今までより速さが実感できるようにはなりました。一方、携帯電波同様、光回線の進化は物凄く、平成25年位までは100メガであった速度が約1年後2倍の200メガになり、そして昨年には5倍の1ギガの速度となりました。こうした進化の背景には、国も平成6年8月2日に「高度情報通信社会推進本部」を内閣に設置して以来ITネットワーク社会の形成を構築し国際競争に立ち向かうために積極的

に事業を展開してきており、総務省の発表では、超高速ブロードバンド整備世帯カバー率が最近の2011年で95%であった数値が、4年後の2015年3月末では99.98%となっており国は超高速ブロードバンド整備が全国で整ったとの認識なのかもしれません。日高管内では浦河町と平取町で平成22年「地域情報通信基盤整備推進交付金」いわゆるICT交付金事業で全世帯に光ファイバーのFTTH方式によって100%既に完備がされております。しかし、北海道総合通信局が2013年8月、自治体にアンケートした結果発表では、日高管内でも新冠町の整備が1番遅れていて53.1%の整備となっておりその後、先に申したLTEの電波は発信されておりますが超高速ブロードバンドとは行かずその後の改善もまだ見通す事が出来ておりません。ただ単にメールや情報の送受信でしたらそれ程の速さや容量を求める必要もないのではないかと考えがちですが、今や国際のネット情報化社会はコマ0.001秒を争い日々数兆円の巨額のマネーが飛び交っており、そのビジネスを新冠で行う事のできる環境を構築することも可能な社会なのです。このようなチャンスがあればいつでも受け入れることのできる体制作りをしておかなければならないと思いますし、今全国の自治体でふるさと納税の周知と勸奨・返礼品やその後のサポートなどにそれぞれが知恵を絞って取り組んでおりますが、限られた職員で対応していることに限界を感じておられると思います、それら顧客データなどをシステム化し、随時的確に対応することの出来る体制で差別化を図って行くなどの他、100万枚のレコード収集を目指す「レ・コードと音楽の町」が今後さらに活性化していくことなど、これらの例だけでなく、町の将来を見据え行政・産業・教育・医療・福祉・観光・防災・人口対策などあらゆる分野において近い将来には、ビックデータなども活用し都市と辺地などの格差を埋めるために光回線整備は必要不可欠ではないかと思いますが、この必要性をどのように捉えているのかをお伺いいたします。さらに、町内の地域では未だ携帯の電波が不感の世帯が存在していることは認識されていて、その解消は今まで有効な手立てもないままになっておりましたが、自宅のどこからでも携帯電話で通話やメールが出来るのは当たり前前の時代となった今、この解消も急がなければなりません。光回線を整備した後アンテナを立てるなどで不感世帯の一日も早い解消をあわせて行われなければならないと思われあわせてお伺いいたします。以前より新冠町においてブロードバンドの整備を望む町民の声はありましたが、平成23年12月14日に光回線の早期整備を熱望する町民有志により「新冠町のブロードバンドを考える会」が立ち上がり、会員数は873人を超え、平成25年8月29日小竹町長宛て要望書が提出された経過もあつたと思ひますし、その後事業遂行のための条件である事前申し込み利用者300人以上の確保が必要との事で、新たに多くの町内各団体の代表者が役員となり、「新冠町光回線推進期成会」が立ち上がり町内において勸奨推進を行い、25年10月末で最低限必要とされる件数を上回つたと報告がなされていたと存じますがその経過と対応についてもお伺いいたします。私も過去議会において一般質問等種々提案など取り上げさせていただき、町長からは財政事情や有利な事業の模索などで実施にまでは至らないが前向きな答弁を頂いていると認識いたしております

す。そこで、総務省が示した28年度の予算案の概要には「情報通信基盤整備推進事業」がございます。今までですと光回線の整備にかかる経費の補助率が1/3であったものが財政力指数0.3未満の市町村に1/2の補助をする制度で、国全体の28年度予算案概要は4億円と少額となっておりますが、その理由は今までこの種の事業補助率が低く希望する自治体の財政負担が大きいため需要がなかったことや、先に述べましたように、国はインフラ整備率がほぼ100%整っていると認識していたのではないかなどの事情が考えられ、その結果この額になったと思われませんが、町が常に関係機関への働きかけを行ってこられた経過とあわせ、新冠町議会からもその都度「日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を求める意見書」にご賛同を頂き関係機関に提出するなど地方の実情を認識してもらうことに今回一定の効果があったのではないかと思います。すでにこの事業への取り組みを前向きに考えている自治体も複数あると伺っており、需要が多ければ3か年の計画ではあるが29年度から32年度までの5ケ年とし大幅な予算要求をしていく考えのようでありました。この機にわが町も財政事情が、以前の起債額の最大期に比して約1/2となり国の補助率も増えた訳ですから、是非取り組むべきではないかと思ひ、早い時期に表明を致さないと立ち遅れる感がございますので町長に積極的に取り組むお考えは無いとお伺い致します。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） まず1点目の、超高速ブロードバンドの必要性につきましては、国が地方創生の施策として掲げております、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや、新産業の創出を可能とするICTの一層の利活用を、医療・教育・雇用・防災・農業など幅広い分野で推進すること。また、各分野で地域が直面する課題の解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性の向上を通じて、地域の活性化に資するICTの利活用を推進するとされており、これら施策の恩恵を享受すること、さらに人口減少が進行する状況下にあっても、持続した地域経営と地域間格差の是正を図るためには、超高速ブロードバンドが必要になるものと考えているところです。また、あわせて携帯不感地域の解消も急務だと認識をしているところでございます。次に要望書受理後における取組みについてですが、平成25年8月に町内各産業団体及び、新冠町のブロードバンドを考える会のメンバーを主たる構成員とする、新冠町光回線推進期成会から光回線の早期整備を求める要望書の提出があり、翌9月に、国の補助事業採択の要件が整うならば、平成26年度の事業化に向けて取組む旨の回答をいたしました。その後、事業化に向けて検討を行っていたところ、総務省より平成25年度の国の補正予算に係る補正予算債を活用できるよう動いているとの情報をいただき、これを活用できるとなれば、実質、町の財政負担が無い中での整備が可能ということで、事業の申請に向け準備を進めましたが、最終的に対象となったのは離島における海底ケーブルの整備事業のみで、当町における事業化は叶わなかったものです。さらに、平成26年度及び27年度の2ケ年事業として、国の補助事業の採択を目指しましたが、採択には至りませんでした。また、国

の補助制度期間が、平成27年度までとなっておりましたので、そのことも踏まえ、自民党第九選挙区支部移動政調会へ「条件不利地域における超高速ブロードバンドの整備促進」について、5点の要望をいたしたところです。

要望の1点目は、整備が進んでいない道内自治体の実態調査と原因の分析について、2点目は、国の支援制度の存続若しくは、新たな支援制度の創設について、3点目に、整備促進に向けた支援の更なる充実、補助率の嵩上げ等の財政措置、4点目に、整備後の維持費に対する国の支援、5点目に、自治体が整備した設備の民間事業者への譲渡・移譲が円滑に進む仕組みについてです。また、国に対しても、日高総合開発期成会及び北海道町村会を通じて、同様の要望活動を継続して行って来たところでございます。

次に3点目の、国の制度を活用した整備についてですが、これまでの地域での取り組みが認められたと考えられますけれど、情報通信基盤の整備を進めるための国の補助事業が、平成28年度から32年度までの5年間、これまで3分の1の補助率であったものが、財政力指数が0.3未満の市町村は2分の1に嵩上げとなること、さらに整備した施設の維持管理に要する経費の一部について、特別交付税により措置されることなども踏まえ、改めて未整備地区の整備に要する事業費の精査と実施する場合の合理的な年次計画等について、調査・検討を進めて参る所存でありますので、ご理解下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）以上で、竹中議員の一般質問を終わります。須崎 栄子 議員の「給食費の公会計化について」の発言を許可いたします。須崎 議員。

○6番（須崎栄子君） 6番須崎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、給食費の公会計化について伺います。新冠町での学校給食は平成4年には全町で自校給食が実施されたと聞いております。作りたての温かい自校給食はぜひ今後も続けてほしいと願っている者の一人です。私もふるさと給食を食べる機会があり、ふるさと給食ということで、普段と食材が違うからかとも思いますが、本当においしい給食でした。普段の給食も新冠の給食は本当に評判が良いとよく聞きます。一方で、全国的に給食費の滞納の問題がある中、新冠町においても例外ではないと考えておりますが、現在の新冠町における給食費の収納方法、収納状況また、滞納への対応はどうなっているのでしょうか。新冠町において給食費の自己負担は食材費のみで施設費、運営費は町が負担して給食が提供されていると認識しております。現在学校の私会計であることから、主に教員やPTAの方が携わっていると思うのですが、収納に関してはノウハウは乏しいと思います。子ども達に安定した給食を提供するためにも、教員が学校教育に集中でき、給食費に対する責任の所在もはっきりし、継続して給食費の回収ができるという利点があることから、ノウハウに長けた町職員で行うことが望ましいと考えますが、見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 発言を許可いたします。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 須崎議員からのご質問にお答えいたします。はじめに新冠町における給食費の収納方法、収納状況、滞納への対応についてでございますが、1つ目収納方法においては、各学校の私会計が指定する銀行口座、児童手当からの引き落としや少ないですが現金での支払い等であります。2点目に収納状況については学校私会計の運営上詳細については、ご説明できませんが、全体で平成26年度は4件、27年度も4件と聞いております。3点目、滞納への対応につきましては、各学校から滞納者に対し、督促状を送付し、また児童手当からの引き落としを呼びかけております。4点目に、学校給食の公会計化についてでございます。学校給食の公会計化については学校、PTAの給食費徴収事務負担の軽減、公平な給食費負担の実現、各種金融機関での支払いが可能になる等が言われておりますが、公会計化については多額な費用がかかり、特にシステム導入には約600万円近いシステム料とさらにそれに毎年係る利用料が、約80万円が経費として係ることになります。次に、学校給食費の取り扱いにつきましては、平成25年度の調べによりますと、全国的には71.8%、北海道では約半数が私会計で運営しているところでございます。日高管内におきましては、センター方式で実施しております新ひだか町、浦河町の2町が公会計でその他5町は私会計で実施している状況です。教育委員会としましても、学校現場の事務軽減として公会計の導入も検討しましたが、コスト面等の費用対効果から現状のままだと考えているところでございます。また、ご指摘の徴収業務につきましては、就学援助制度の対象拡大に伴い、滞納者は減少しているのが現状です。どうぞご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）以上で、須崎議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第7号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第7号 新冠町過疎地域自立促進市町村計画の策定について を議題といたします。これより、議案第7号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 4番但野です。8ページから9ページにかけて質問いたします。8ページの部分で1番目の項目で医師3名体制による24時間体制を破棄したことは、1番の健康で安心して暮らせるまちづくりの②の健康の維持増進の中での救急医療や広域医療体系の充実とありますが、それに反するものだと思います。また、9ページの4番目の安全で安心して暮らせるまちづくりの②、安心の確保の中で救急体制の強化、充実を図ることに逆行することと思いますが、町長はそのように思わないのでしょうか。

○議長（芳住革二君） 中村副町長。

○副町長（中村修二君） 平成27年度で診療所の医師を2名体制にしまして、入院病床を廃止したと。これに伴いまして、救急対応については今まで24時間365日対応して

いたのですけれども、新冠町が対応できなくなったことも含めまして、新ひだか町の町立病院それから、新ひだか町にあります静仁会が救急の指定病院になっておりますので、そちらの方をお願いをしながら対応するということと、それからもう1点、新冠の西新冠地区の救急対応につきましても、隣町の日高町の国保診療所の方に搬送する場合もあるということをお願いをしながら、救急体制の見直しを図ってきたところであります。確かに24時間365日という体制が取れなくなったことから言えば、議員から今ご指摘のようなこともあるかもしれませんが、それを保護するような体制をそれぞれ取っていると考えておりますので、町民の皆さんにも大きなご迷惑をかけないで、救急対応はできるのではないかなと思っております。それから、もう1点町民の皆さんの健康を守ることでございますけれども、これにつきましては、診療所の無床化の時にもお話を申し上げましたけれども、これからは地域医療に特化をして、診療所の運営をしていく。そのことが町民の健康を守るために今までは保健部門中心でありましたけれども、保健部門だけではなくて、医療と保健と福祉と介護が連携をしながら、あらゆる層の町民の健康を守っていくのだということで、新しい体制を作りながら、対応していくことで、十分に対応していけるのではないかと考えているところです。

○議長（芳住革二君） はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 今回の副町長の答弁は、町民の皆さんも内容は理解していると思います。でも、実際町民の皆さんからの声を聞くとやはり不安を感じる部分がはっきり言っていると思います。そういう声を私はいろいろ聞いていますし、他の同僚議員も聞いていると思うのですが、本当に町のことを町民のことを考えて、安心の確保をするのであれば、やはり前段に行っていた24時間365日の救急体制確保に戻すべきだと思うのですが、戻すようなことは町長の任期は来年で終わります。続けるかどうかわかりませんが、新しい町長さんに委ねる部分もあると思うのですが、町民のある程度の数は前の形で戻してもらいたいという声があることはわかっているのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村修二君） 診療所の今の体制にしたことの現実の中には、1つには医療の負担の問題はある訳でありました。今、医者が二人体制でやっておりますけれども、24時間365日対応となりますと、夜間の対応も当然出てくる訳ですから、そうなりますと、夜間を受け入れたとしても、救急で受け入れたとしても、自分の病院だけは対応できないことも出てくるとそこに対応するためには、またもう一度入院病床を確保しなければいけないような問題が出てくるのではないかと考えると、今の体制を維持していくことが最善の方法ではないかと思っております。それから、これまでの24時間365日救急の受け入れについてもそうだったのですが、全部が全部、自分たちの診療所の中で対応していたことではありません。ちょっと数字は定かではありませんけれども、半分以上は1回新冠の国保診療所に搬送されて、それから転送しているというような実態もありますので、今の体制になったとしても、確かに前の体制からいくと町民の皆さんには不安があるかもしれませ

んけれども、この体制を当面は続けていくような考え方で、診療所の運営を進めていきたいと考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 9番武藤です。2点あります。1点目は21ページから22ページに関わると思うのですが、午前中一般質問で論議されましたけども、公共交通の関係でJRの問題です。今回の計画、平成28年から32年ですから、JR問題もほとんどこの期間に被って時間相当要する問題だと思いますので、今すぐ文書化は、いろんな管内沿線自治体の関係もありますから、おいおい協議進んでどうするか成案まとまると思いますので、やはりここに公共交通の問題を明記、追加して補強していくべきでないかなと思います。もう1点目は44ページですけれども、この44ページの間ぐらいに6の教育の振興で（5）その他で学校給食費還元事業、学校給食費納入者への町内限定の商品券配布と出ていますので、これは白紙になっているので削除すべきでないかと思います。以上2点です。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） 21ページの公共交通の関係、今議員がご指摘の通り、JRの日高線が今後どのようなようになっていくのかというのは、不透明感もあります。当然、復旧になる、従来どおり運行する、もしくは別な形になっていくこともないとは言えません。そういう必要に応じてこの計画は修正することとなってございますので、これは、総合計画もそうでございますけれども、そういう部分は適宜修正してまいりたいと思っております。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 作成時にはこの計画があったものですから、この点につきましては、削除の方で進めていきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 先ほど同じ9ページ、4番目の②安心の確保の部分ですけども、この部分で町民が安心して暮らせるまちづくりを目指すとあります。この部分に関しまして、私は過去において津波避難塔に関わる避難所施設の対応について質問した際に、前向きに考えてもらえるというような答弁でした。その件に関しまして、今回この部分の記載がされていないという事実があります。こういった部分ではやはり津波、避難に関しましては、町民の皆さん恐怖・不安を持ちながら今回3.11、5年目を迎えましたけども、そういった恐怖心があると思います。その部分がきちっと今まで説明もありませんでしたし、今回明記されていませんけども、安心の確保の部分では津波避難塔に関わる部分に関しても少し考えがあってもよかったと思うのですが、それと日高自動車道が泊津方向に向かう際に嵩上げされて、防波堤の役割をして、津波に関して避難もできるというような含みのあった説明もあったと思うのですが、そういった部分があるから、今回津波に関する避難塔の部分の避難に関しては記載されていないのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 議員おっしゃるとおり、津波被害を想定した対策も十分配慮しなければならないことは承知しています。その中で28年度にまとめます長寿命化計画の中で出てくるかと思うのですが、今言われました避難塔に替わる施設として、公営住宅の高層化を図り、屋上を避難所にするとか、そういう計画を28年度に作りたいことを考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 14ページ、商工業・団体の部分で今後は交通弱者や定住移住環境の整備に着目した買い物環境の整備とあります。この買い物環境の整備、具体的にどのような事例を求めているのか。また、福祉事業と関連した、らくらく新冠がありますが、そのほかにもどのような事業を考えているのか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 交通弱者という点で、ここは記載しておりますけれども、この記載の表現というのは、らくらく新冠とかですね、そういったものを想定しております。特段商工業団体について、この中で具体的に何をするというのは、まだ検討はしていません。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 27ページ、イの消防体制の自立、この部分で消防議会で質問すべきことなのか、ちょっと判断がつかなかったもので、記載されている項目なので質問いたします。最後の方に、消防団員の確保に積極的に進める必要があるということがありますが、現在消防団員が成り手が少なくて組織運営もままならない状況にあります。消防団員を統廃合すべきという一部の消防団員の声も実際私聞いております。消防団の組織力向上のためにも私はすべきところは統廃合してもよいのではないかと思うのですが、そのような考えは消防組合の副管理者である町長さんどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 確かに団員の数が、定員に満ちておりませんので、不足しているのは現状かと思っておりますけれど、私のところにはまだ分団の統廃合につきまして、意見を言っているという方は、私は聞いてございませんので、できれば、地域の方々にも参加していただきまして、今の分団体制は維持していただければと思っております。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、但野議員。

○4番（但野裕之君） 最後になります。37ページ医療の確保の現状と問題点の部分で、今回診療所を無床化した背景には、経営改善が大きな理由があるかと思われます。近隣自治体との医療連携においても実際問題、予算書を見ますと3400万という医療連携の過度な負担がかかっております。町民に対する安心医療という思いがあるのであれば、入院病床を確保した上で、非常勤の医師を3名体制に戻した中で、先ほども答弁もらいまし

たけども、24時間体制が理想ではないのかなと思います。また、町民多くの皆様からも、看取りの医療ということで、数多く声を聞かれています。ふるさと新冠の地で一生を終えたいと思う高齢者と看取ってあげたいという家族の思いがあります。町にとっても重い負担がかかることとは思いますが、ふるさと新冠を愛し、まちづくりに関わって来た人、町として最後に看取ってあげるという優しい心遣いも必要だと思います。そのためにも、病床を休床から復活させるのが町民に対する優しい配慮かと思うのですが、その部分ではどうでしょうか。

○議長（芳住革二君） 坂本診療所事務長。

○診療所事務長（坂本隆二君） 議員おっしゃるとおり、新冠町民が最後地元で看取られていくことが理想であることは、それは否定するものではございません。しかしながら、今回の新冠町が無床化を進めたということについては、財政的な事情はもちろんございませぬけれども、医師の確保、看護師等の確保、医療スタッフの確保というのは非常に難しくなっている現状であるということ、もちろんございませぬ。それから国の動きの中では、病院の再編等のことがございまして、病床が減らされていくというそういった背景ございませぬので、そういったことを総合的に勘案しながら、判断をした上で無床化に決定したことでございませぬ。確かに、医療連携の中で負担金3400万ほど計上してございませぬけれども、財政的効果ということで考えてみますと、平成27年度当初の予算と比較いたしますと、一般会計繰入金は1億1000万円の減少というような状況になってございませぬので、これが、長く考えていきますと、大きな財政負担が軽減されたというようなことで考えてございませぬので、今のところ、この無床化をまた有床に戻すということは、現時点では考えていないことでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。中村総務課長。

○総務課長（中村義弘君） 先ほど武藤議員の方から44ページ学校給食の関係で学校給食費納入業者への町内限定の商品券の配布ということで、管理課長の方から、削除という話がございませぬましたが、これはあくまでも28年から32年までの計画でございませぬまして、その中には給食費の無償化にあたって、完全に無償化とするか、あるいは商品券の形になるのかわかりませぬが、いずれにしても、こういう形を残しておきたいことがございませぬので、削除という説明を取り消させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（芳住革二君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤正秀君） この計画につきましては、具体的な事業載ってございませぬけれども、これから先やる、やらないは別にいたしましても、想定される事業等をできるだけ多く盛り込んでいることでございませぬ。したがって、様々な機関と協議して方向性を出して、それで確実にできるものとはなっておりませぬので、ぜひその分はご理解いただきたいと思ひます。もちろん、不足するものについては追加しますと。あえて削除する必要はないと考えています。載っていて不都合あることではございませぬし、やることが担保されているものでございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終決いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。賛成討論の発言を許可いたします。討論を終決いたします。これより、議案第7号について採決を行ないます。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

(14時47分散会)